目　次

序文
調査対象位置図
現地写真
用語一覧
要約
第１章　緒論
1.1　はじめに……1-1
1.2　調査の背景……1-1
1.3　第二次五カ年計画における本計画の位置付け……1-1
1.4　調査目的……1-5
1.5　調査体制……1-6
1.6　無償資金協力実施にあたっての条件……1-8

第２章　住民に対する社会経済調査
2.1　既往調査結果……2-1
2.2　今回の調査結果……2-2

第３章　FS 調査報告書の道路計画のレビュー
3.1　影響家屋……3-1
3.2　影響緩和策……3-2

第４章　カンボディア国の土地に関する法令
4.1　土地法令の流れ……4-1
4.2　道路用地の考え……4-3
4.3　土地登録……4-4

第５章　住民移転政策
5.1　援助機関のガイドライン……5-1
5.1.1　世銀のガイドライン……5-1
5.1.2　ADB のガイドライン……5-3
5.1.3　国際協力銀行のガイドライン……5-5
5.1.4　国際協力機構のガイドライン……5-6
5.1.5　世界銀行の指導により作成されたバングラディッシュ国ジャムナ橋プロジェクトの住民移転対策の例……5-11
5.2　カンボディアの住民移転政策……5-14

5.2.1 基本政策 5-14
5.2.2 RAP の一般的実施手順 5-14
5.2.3 補償について 5-16
5.2.4 移転および再定住の支援 5-20
5.2.5 本プロジェクトでの補償提案 5-20
5.2.6 税金と政府の費用 5-22
5.2.7 将来の再侵入と不法占拠対策 5-22
5.2.8 住民説明 5-22
5.2.9 住民移転実施組織 5-23
5.2.10 計画策定の支援 5-27
5.2.11 カンボジア国内の NGO について 5-28

第6章 モニタリング、評価および報告
6.1 モニタリング 6-1
6.1.1 モニタリングの目的 6-1
6.1.2 内部モニタリング 6-1
6.1.3 外部モニタリング 6-1
6.1.4 焦点となるグループのモニタリング 6-3
6.2 評価 6-3
6.3 モニタリング報告書 6-3

第7章 環境影響評価
7.1 カンボジアの環境法令 7-1
7.2 本プロジェクトでの適用 7-1

第8章 基本合意取得調査(Simple Survey)
8.1 調査方法 8-1
8.2 調査結果 8-1

第9章 結論と提言
9.1 結論 9-1
9.2 提言 9-2

参考文献

資料

第1章　緒論

1.1 はじめに

本報告は2003年6月から12月の間に実施した、カンボジア国国道1号線（プノンペン－ネアックルン区間）改修計画予備調査（環境社会配慮支援）における2次にわたる現地調査結果と国内解析をまとめた最終報告である。

1.2 調査の背景

カンボジア政府は首都プノンペンとベトナム第一の商都ホーチミンを結ぶ国道1号線の改修整備を最優先の事業と位置付け、日本国に事業実施にかかる協力を要請してきたため日本政府の指示に基づきJICAは事業事前評価（FS）調査を実施した。カンボジア国の法令によれば、国道1号線のROWは60mとなっているが、調査対象区間のROW60m幅内の住民は4,000世帯もありあまりにも影響が大きいことから、FSでは移転など事業実施による影響が大きいと思われるROW内30mを暫定ROWとして調査した結果、1,805軒が影響を受けることが判明した。

日本では、国内の世論と世界の趨勢を鑑みODA実施における環境社会問題を重視しているが、その一環として昨年来JICA環境社会配慮ガイドライン改訂の議論が現在行われている。平成14年12月から平成15年9月にかけて、環境社会配慮ガイドライン改定委員会が計19回開催され、JICA事業全般を対象とした環境社会配慮の基本方針、目的、手続き、情報公開のあり方等につき幅広い議論を行われている。改定委員会は、NGO、大学関係者、関係府省、民間団体の委員から構成されている。会議は公開で行われその結果はJICAホームページを通じて公開されている。

このJICA環境社会配慮ガイドラインの趣旨に基づき、本予備調査は環境社会配慮支援調査と位置付けられ基本設計から独立した調査として着実な形で実施された。

1.3 第二次五カ年計画における本計画の位置付け

表1.1にカンボジアへの援助機関／国別の援助額一覧[1)]を示す。カンボジアへの最大の開発援助国は日本である。即ち1992年よりカンボジアが外国から援助された総額の22％以上を日本が占めている。国連の援助額は第2位で1992年から

2001 年の間は 9.3%であった。表 1.2 に援助部門の内訳を示す[1)]。特に運輸部門については 2001 年の日本からの援助額は$27,954,000 と、運輸部門総援助額$59,712,000 の約半分を占めている。

表 1.1　主要なドナーの援助額

(in thousand of US Dollars)

Major Donor	1999 Actual	2000 Actual	2001 Provisional	Disbursements in 2001		Total Disbursements 1992-2001	
				% distribution	% increase over 2000	US $	% distribution
Multi-Lateral Agencies							
United Nations Agencies							
• Programs delivered: Total	90,147	86,548	90,785	19.2%	4.9%	. ....	
• Own resources disbursed	45,282	49,433	44,918	9.5%	-9.1%	383,545	9.3%
Bretton-Woods Institutions:							
• IBRD/World Bank	26,716	32,697	43,078	9.1%	31.7%	269,998	6.6%
• Int'l Monetary Fund	11,500	11,478	22,957	4.9%	100.0%	118,663	2.9%
Asian Development Bank	26,869	51,133	48,685	10.3%	-4.8%	293,348	7.1%
European Union / EEC	28,279	27,945	22,679	4.8%	-18.8%	311,844	7.6%
Sub-Total for Multi-Lateral Agencies	138,646	172,686	182,317	38.7%	5.6%	1,377,398	33.5%
Major Bi-Lateral Donors							
Australia [1]	18,390	29,417	19,873	4.2%	-32.4%	201,081	4.9%
Belgium	4,768	2,641	1,274	0.3%	-51.8%	23,318	0.6%
Canada	2,579	818	5243	1.1%	541.0%	41,932	1.0%
China	2,994	2,610	16,325	3.5%	525.5%	68,621	1.7%
Denmark	2,684	3,529	2,847	0.6%	-19.3%	60,260	1.5%
France	18,586	27,800	36,047	7.6%	29.7%	311,129	7.6%
Finland	700	3,269	1,199	0.3%	-63.3%	8,480	0.2%
Germany	12,319	12,225	10,020	2.1%	-18.0%	86,456	2.1%
Japan	88,000	106,021	100,023	21.2%	-5.7%	913,189	22.2%
Netherlands	6,053	4,912	3,606	0.8%	-26.6%	76,774	1.9%
New Zealand	804	1,002	718	0.2%	-28.3%	4,276	0.1%
Norway	1,020	1,310	1,151	0.2%	-12.1%	20,782	0.5%
Republic of Korea	1,048	706	1,199	0.3%	69.8%	3,285	0.1%
Thailand	550	435	435	0.1%	0.0%	13,402	0.3%
Russian Federation	340	851	334	0.1%	-60.8%	14,307	0.3%
Sweden	10,830	14,122	13,112	2.8%	-7.2%	148,829	3.6%
United Kingdom	9,416	13,000	8,711	1.8%	-33.0%	77,283	1.9%
United States	23,000	17,608	23,848	5.1%	35.4%	300,300	7.3%
Other Bi-Lateral Donors:	1,983	0	0	0.0%		27,628	0.7%
Sub-Total for Bi-lateral Donors	**206,064**	**242,276**	**245,965**	**52.1%**	**1.5%**	**2,401,332**	**58.3%**
Non-Governmental organizations (Core/own Resources Only)	**55,000**	**51,851**	**43,560**	**9.2%**	**-16.0%**	**337,624**	**8.2%**
TOTAL DISBURSEMENTS [2]	**399,710**	**466,813**	**471,842**	**100.0%**	**1.1%**	**4,116,354**	**100.0%**

[1] In early May 2002, AusAID informed CDC/CRDB that the detailed information it provided earlier has been misleading. AusAID's new estimate for the years 1999, 2000, and 2001 (provisional) is US$ 19.24 million, US$ 19.76 million, and US$ 20.02 million, respectively. AusAID will be providing detailed data later to support the new aggregate numbers. The adjustments will be reflected in the Development Cooperation Report for the year 2002.

[2] Estimates of total disbursements include UN agencies "Own Resources" only. "Own Resources" are funds that flow through Agency's Headquarters to the Agency's country office.

表 1.2　2001 年ドナー／部門別援助額

(in thousand of US Dollars)

Major Donor	Term	Eco. Mgt.	Dev. Adm.	Nat Res.	Edu/ HRD	Agri.	Area Dev't	Industry	Energy	Int'l Trade	Domestic Trade	Transport	Communi cations	Social Dev.	Health	Disaster Prevention	Humanitarian, Relief and Food Aid	TOTAL
Multi-Lateral Agencies																		
United Nations Agencies																		
• Programs Delivered : Total	GRANT	131	9,393	943	6,496	1,882	11,390	0	0	0	93	0	0	6,444	18,020	7	31,942	86,741
	LOAN	0	0	0	0	4,044	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,044
• Own resources disbursed	GRANT	23	2,753	152	2,081	279	2,775	0	0	0	11	0	0	1,527	5,555	1	25,717	40,874
	LOAN	0	0	0	0	4,044	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,044
Bretton-Wood Institutions																		
• IBRD/World Bank	LOAN	4,589	860	158	1,126	6,880	2,740	0	0	0	0	1,699	0	18,338	6,688	0	0	43,078
• International Monetary Fund	LOAN	22,957	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,957
Asian Development Bank	LOAN	1,001	0	0	4,044	0	13,582	0	0	0	0	17,405	0	4,988	7,665	0	0	48,685
European Union/EEC	GRANT	0	1,824	0	6,656	8,000	0	0	0	0	0	0	0	883	1,316	0	4,000	22,679
Sub-Total for Multi-Lateral Agencies	**GRANT**	**23**	**4,577**	**152**	**8,737**	**8,279**	**2,775**	**0**	**0**	**0**	**11**	**0**	**0**	**2410**	**6871**	**1**	**29,717**	**63553**
	LOAN	**28,547**	**860**	**158**	**5,170**	**10,924**	**16,322**	**0**	**0**	**0**	**0**	**19,104**	**0**	**23,326**	**14,353**	**0**	**0**	**118,764**
	TOTAL	**28,570**	**5,437**	**310**	**13,907**	**19,203**	**19,097**	**0**	**0**	**0**	**0**	**19,104**	**0**	**25,736**	**21,224**	**1**	**29,717**	**182,317**
Major Bi-Lateral Donors																		
Australia	GRANT	0	1,851	0	4,317	3,518	6,548	0	965	0	0	23	0	463	2,188	0	0	19,873
Belgium	GRANT	0	0	0	34	0	207	0	0	0	0	0	0	0	1,033	0	0	1,274
Canada	GRANT	0	317	0	0	0	1,929	0	0	0	0	0	0	227	181	0	2,589	5,243
China	GRANT	0	2,856	0	0	0	0	0	0	0	0	5,422	0	686	0	0	1,237	10,201
	LOAN	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	6024	0	0	0	0	0	6,124
Denmark	GRANT	0	118	575	0	2,154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,847
Finland	GRANT	0	317	0	0	0	685	0	0	0	0	0	0	197	0	0	0	1,199
France	GRANT	336	4,779	0	7,437	3,962	1,597	0	843	0	0	1,185	248	6,295	7,630	0	1,735	36,047
Germany	GRANT	0	4,320	0	375	615	975	0	0	0	1,000	0	585	0	2,150	0	0	10,019
Japan	GRANT	16,129	1,426	94	9,515	4,198	9,483	0	3,897	0	500	27,954	406	23,135	3,286	0	0	100,023
Netherlands	GRANT	0	1,746	0	0	167	502	0	0	0	0	0	0	1,108	0	0	83	3,606
Newzerlands	GRANT	0	264	0	338	0	84	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	718
Norway	GRANT	0	0	0	0	0	222	0	0	0	0	0	0	478	451	0	0	1,151
Republic of Korea	GRANT	0	1,199	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,199
Thailand	GRANT	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	255	180	0	0	435
Russian Federation	GRANT	0	0	0	334	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	334
Sweden	GRANT	0	736	0	2,775	0	7,301	0	0	0	0	0	0	2,300	0	0	0	13,112
United Kingdom	GRANT	1,107	954	0	641	468	1,797	0	0	0	0	0	0	1,073	2,461	0	210	8,711
United States	GRANT	217	7,959	0	131	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,014	0	4,527	23,848
Sub-Total for Bilateral Donors	**GRANT**	**17,789**	**28,842**	**669**	**25,897**	**15,082**	**31,330**	**0**	**5,705**	**0**	**1,532**	**34,584**	**1,239**	**36,218**	**30,574**	**0**	**10,381**	**239,842**
	LOAN	**0**	**100**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**6,024**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**6,124**
	TOTAL	**17,789**	**28,942**	**669**	**25,897**	**15,082**	**31,330**	**0**	**5,705**	**0**	**1,532**	**40,608**	**1,239**	**36,218**	**30,574**	**0**	**10,381**	**245,965**
NGOs (Core/Own Resources Only)	GRANT	0	3,887	0	5,179	1,096	11,453	0	0	0	0	0	0	7,662	14,283	0	0	43,560
TOTAL DISBURSEMENTS	**GRANT**	**17,812**	**37,306**	**821**	**39,813**	**24,457**	**45,558**	**0**	**5,705**	**0**	**1,543**	**34,584**	**1,239**	**46,290**	**51,728**	**1**	**40,098**	**346,954**
	LOAN	**28,547**	**960**	**158**	**5,170**	**10,924**	**16,322**	**0**	**0**	**0**	**0**	**25,128**	**0**	**23,325**	**14,353**	**0**	**0**	**124,888**
	TOTAL	**46,359**	**38,266**	**979**	**44,983**	**35,381**	**61,880**	**0**	**5,705**	**0**	**1,543**	**59,712**	**1,239**	**69,615**	**66,081**	**1**	**40,098**	**471,842**

カンボジア政府の第 2 次 5 ヵ年計画 [2)]では、すべての主要国道（All main national roads）のリハビリを完了するが、その中で特に国道 1 号線は "Corridor 1" としてもっともプライオリティの高いものである。一般的にいって交通網の整備は国の発展に重要であり、運輸部門二国間援助の中では日本の援助が大半を占めている（前掲表）。この地域ではカンボジアは最貧国であり貧困削減にとってもこれら道路・橋梁等の社会インフラの整備が不可欠であると認識している。

表 1.3　国民一人当たりの国内総生産高*、US$

	1970	1980	1990	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
ブルネイ			14,171	17,841	17,028	12,614	13,301	13,288	12,014	12,041
カンボジア				281	305	255	245	244	241	
インドネシア	77	491	637	1155	1079	466	674	723	676	
ラオス			208	390	354	255	281	332	324	
マレーシア	382	1,787	2,432	4,763	4,624	3,254	3,485	3,869	3,890	
ミャンマー	-	-	-	-	-	-	-			
フィリピン	194.	671	720	1,152	1,119	867	1,018	980	925	
シンガポール	916.	4,862	12,142	24,782	24,927	20,976	20,920	22,455	20,737	
タイ	194.	692	1,528	3,032	2,489	1,828	1,989	1,962	1,824	
ベトナム			97	327	357	357	371	401	415	
中国		304	331	659	726	761	789	846	927	
日本	1,952	9,183	24,717	37,338	34,213	31,171	35,478	37,558	32,522	

*日本アセアンセンター、2004

1.4 調査目的

本予備調査は、このように国家優先度の高い道路改修計画においても住民配慮が透明で公正な手続下で実施されるよう、カンボジア国の本改修計画に係る事業認定状況を調査するとともに、事業実施主体による住民移転計画策定への支援とその実施状況のモニタリングを行い、カンボジア国の環境社会配慮に関す

る対応策をレビューすることを目的としている。

1.5 調査体制

調査体制を図 1.1 に示す。予備調査第 2 次現地調査団は以下の団員からなる。

No.	名前	担当	所属
1	西宮宣昭	総括	JICA 無償資金協力部業務第 3 課課長
2	田中研一	技術参与 （環境社会配慮）	JICA 国際協力専門員
3	上条哲也	環境方針	JICA 企画・評価部　環境・女性課課長代理
4	西形康太郎	計画管理	JICA 無償資金協力部業務第 3 課
5	小林良明	業務主任／環境社会配慮 I	日本海外コンサルタンツ㈱
6	ﾓﾊﾒｯﾄﾞ・ﾅｼﾎﾞｰﾙ・ﾗｰﾏﾝ	環境社会配慮 II（移転手続モニタリング）	日本海外コンサルタンツ㈱

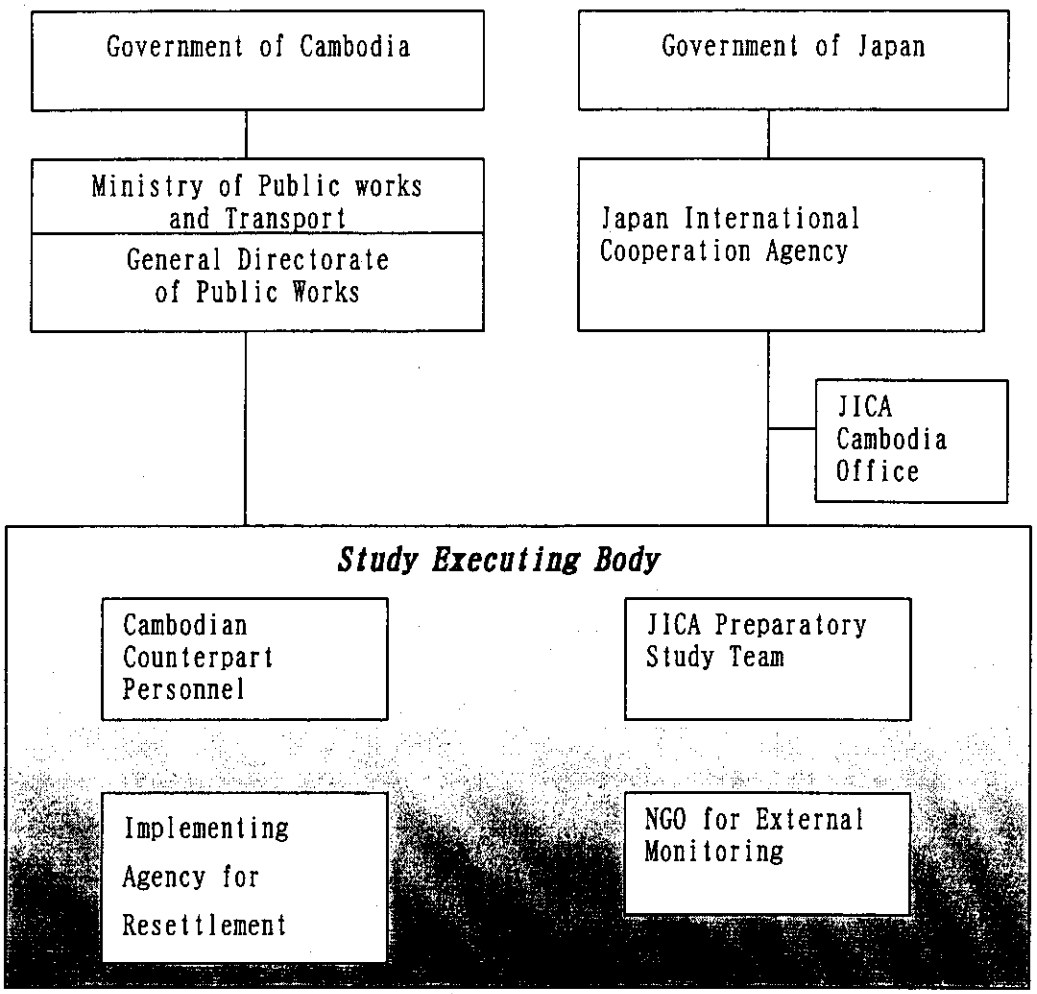
Government of Cambodia
Government of Japan
Ministry of Public works and Transport
General Directorate of Public Works
Japan International Cooperation Agency
JICA Cambodia Office
Study Executing Body
Cambodian Counterpart Personnel
JICA Preparatory Study Team
Implementing Agency for Resettlement
NGO for External Monitoring

図 1.1　調査実施体制

1.6 無償資金協力実施にあたっての条件

用地確保は、カンボジア側負担事項である。その実施の当たって住民移転が必要となった場合にスムーズに行われるよう移転対象への説明等において日本国はカンボジア政府をフォローしかつ、以下の手続を行うことが適切であると考えている。

No.	カンボジア政府の実施事項	日本国政府の実施事項
1	住民移転業務実施機関の設立	
2	住民移転実施計画書の作成	RAP の作成支援・確認
3	NGO を含めた影響住民、現地コミューンなどステークホルダーへの説明	
4	影響住民への意見聴取・基本的合意の取得	基本設計 BD 実施
5	影響住民全員の（補償内容を含めた）合意の取得	詳細設計 DD 実施
6	影響住民全員への補償金の支払い終了および移転	工事実施
7	移転住民の社会復帰訓練の完了	評価・提言
8	上記 2～7 の外部モニタリング	日本側が承認した NGO・大学等の第三者機関が実施

これらの流れを図-1.2 に示し、その詳細を図-1.3 に示す。なお、両図については第一次現地調査時の協議承認議事録で確認されている。

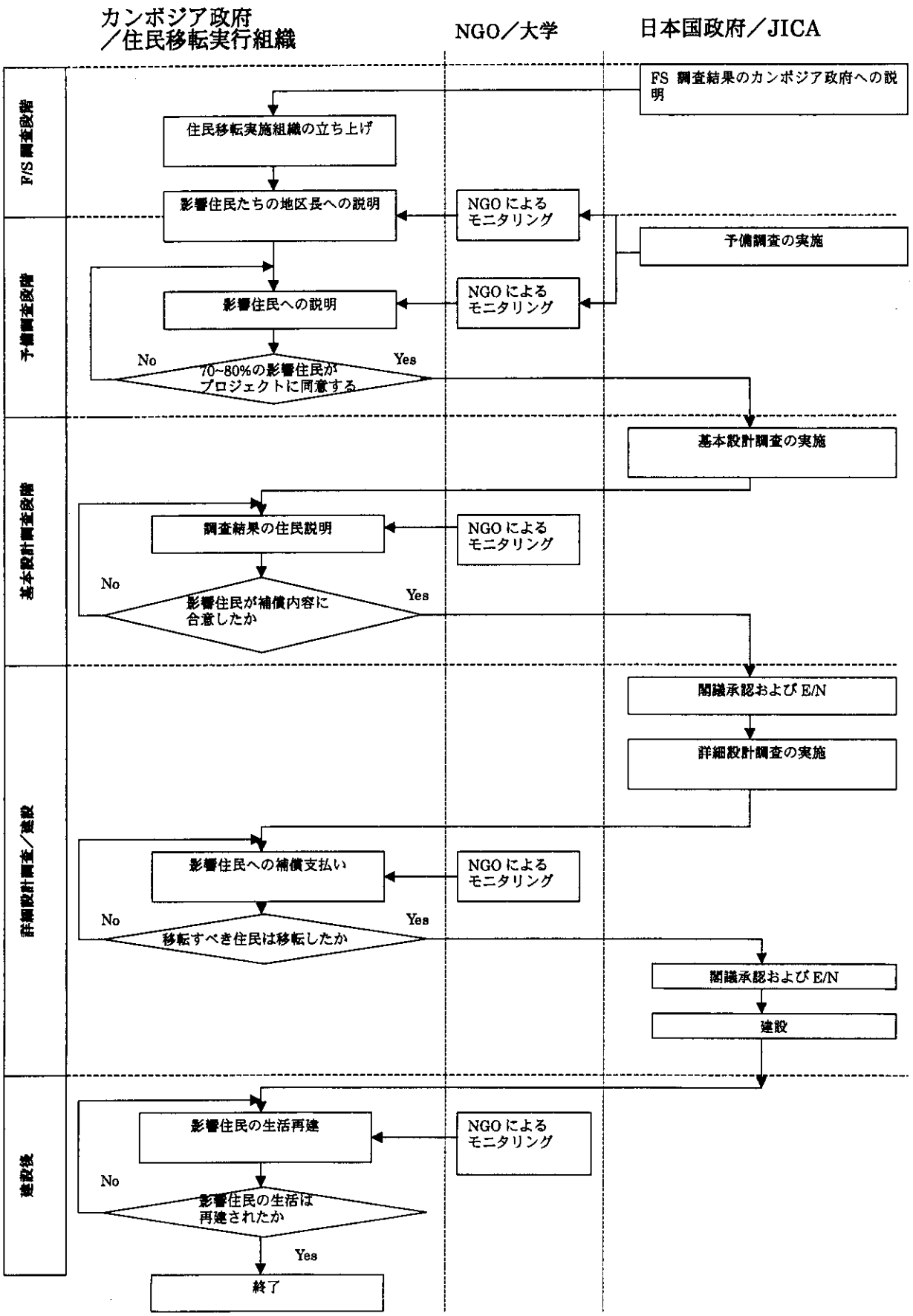

図-1.2　無償資金協力を実施する住民同意等の条件

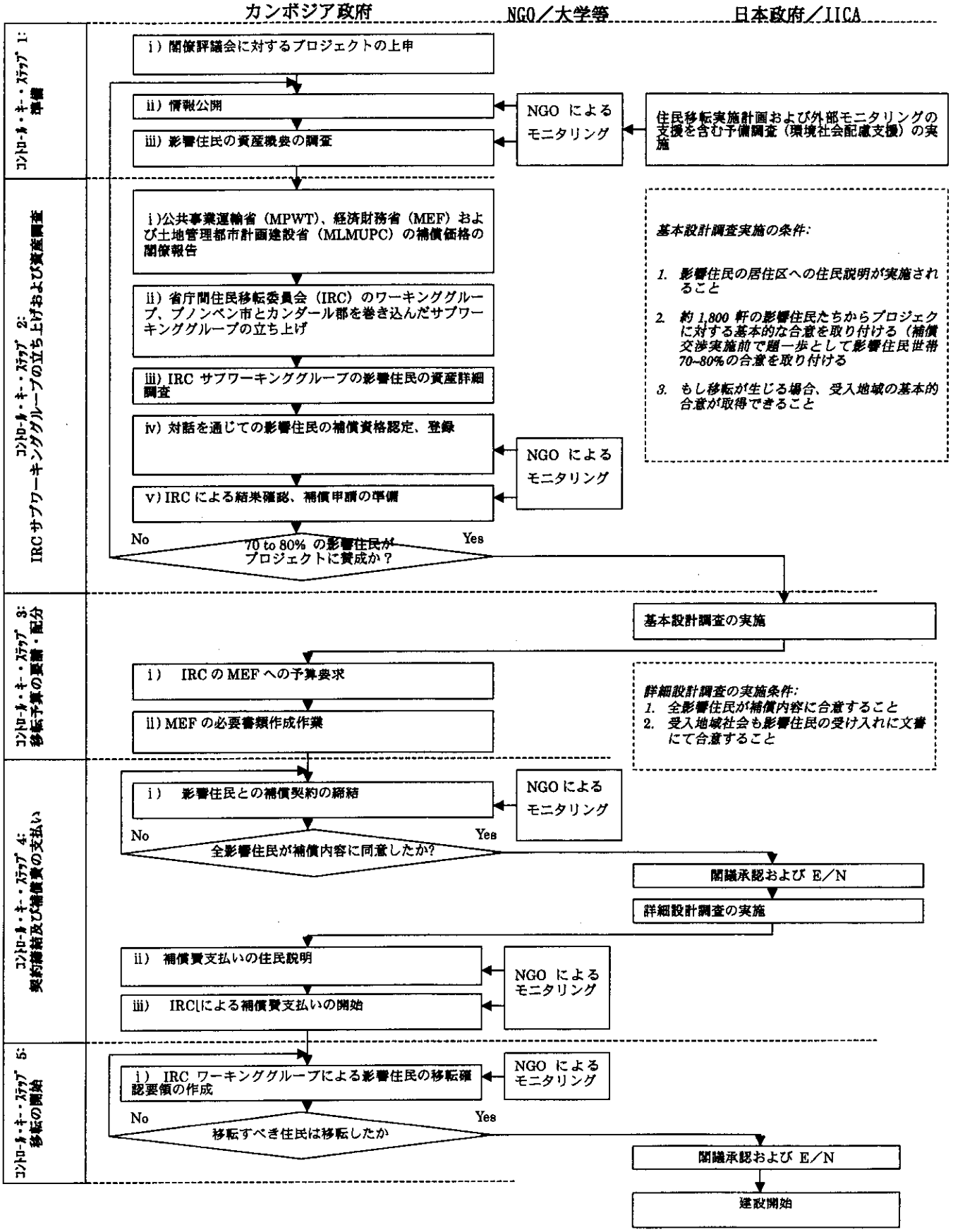

図-1.3　基本設計調査および詳細設計調査実施の条件

第２章　住民に対する社会経済調査

2.1 既往調査結果

プノンペンーネアックルン区間では中心線から 30m以内（ROW 内）に位置する世帯数は約 4,000 とのこと（MPWT）であり、暫定 ROW 内に位置する世帯数（家屋数）は 1,805[3] である。ISIA 報告書[6]では、国道１号線沿線の住民の内、道路に沿って 100m毎に、両サイドで中心線から 30m 以内に位置する家屋の住民（その 90％は暫定 ROW 中心線から 15m 以内に位置するー表 2.1 参照）計 891 世帯からインタビュー形式による社会経済調査を行っている。その結果は次のとおり。

- 職業は割合の高い順から農業(22%)、小売業（19％）、公務員(7％)である。
- 年齢構成は 14 歳以下の占める割合は１／３である。65 歳以上は 3％である。

表 2.1　中心線からの距離と家屋数

Distance from the centerline (Case Summary)					
Length (m)	Case	Percent	Length (m)	Case	Percent
2.0	1	0.11	12.5	1	0.11
3.0	3	0.34	13.0	14	1.57
4.0	6	0.67	13.5	3	0.34
4.5	1	0.11	14.0	8	0.90
5.0	32	3.59	14.5	2	0.22
5.5	7	0.79	15.0	20	2.24
6.0	128	14.37	15.8	1	0.11
6.5	10	1.12	16.0	5	0.56
6.7	1	0.11	16.5	1	0.11
6.8	1	0.11	16.6	1	0.11
7.0	190	21.32	17.0	9	1.01
7.3	1	0.11	18.0	13	1.46
7.5	15	1.68	19.0	7	0.79
7.8	1	0.11	20.0	11	1.23
8.0	131	14.70	21.0	2	0.22
8.5	18	2.02	22.0	2	0.22
8.8	1	0.11	24.0	2	0.22
9.0	59	6.62	25.0	7	0.79
9.5	7	0.79	25.5	1	0.11
10.0	87	9.76	26.0	2	0.22
10.5	5	0.56	27.0	1	0.11
11.0	22	2.47	28.0	2	0.22
11.5	4	0.45	29.0	1	0.11
12.0	22	2.47	No information	22	2.47
			Total	891	100

10.7%

- 土地の利用形態（複数回答）は、居住用（68％）、果樹栽培（52％）、

小売(9%)。

- 果樹栽培は椰子（50%）、マンゴー（28%）が多い。
- 家屋の建材は木材(75%)、コンクリート(18%)、竹(3%)と続く*。
- 家の所有形態は、持ち家(76%)、貸家(3%)および回答なし(21%)であった。回答のない理由は、所有権に関して自覚がないあるいは正式な手続を得ることが叶わず、止むを得ず不法占拠していることを自覚しているためかも知れない。
- 道路改修に対しての反応は、補償が欲しい(34%)、問題ない(21%)、移転先がない(8%)、家が影響を受ける(7%)、土地が影響受ける(5%)、沈黙（不機嫌）(4%)であった。

*対象を暫定ROW内1,805軒の家屋に対して実施された屋根のタイプおよび家屋面積のみの調査結果[3]によれば、トタン屋根（81%）、瓦の屋根（8%）、葉っぱ屋根の家（6%）、コンクリート（5%）とやや異なる結果となった。

2.2 今回の調査結果

道路沿線の国道 1 号線の改修工事によって影響を受ける可能性のある中から４家屋を任意に選び簡単なインタビュー調査を行った。その結果は以下のとおり。

- どの住民も国道1号線の改修には賛成である。
- どの住民もROWの考えを認識している。その上でROW内に建造物（住居・出店）を建てている。よって政府の（仮に、セットバックせよとの）指導には従うが既得権に対する補償は欲しい。
- 新たに家屋、鉄筋コンクリートのビルを建てた住民は、その建設に際し当局から母屋は道路から十分離して建てるよう指導を受けている（具体的な距離については不明）。ROW内の建造物は容易に撤去可能でかつセットバックした位置で商売を続けることは可能である。

<u>インタビューNO.1</u>：中流世帯。土地の広さ：16m×5m

1. 本格的な建造箇所は道路中心から19m離れている（建設時の当局の指示があった）。
2. 政府当局から将来の道路拡幅に際して移転命令が出れば従う。
3. 母屋から現道路面まで出店を伸ばし商売をしている。仮に道路幅が拡幅されることになっても出店を引っ込めるだけで商売を続けることが可能である。

インタビューNo.2：中流世帯。杭上木造住宅（飲み物、スナック類を販売）。
土地の広さ：20m×9m

1．母屋はセンターラインから 25m離れている。店は 10mだけである。10 人家族で日収は 20＄。従業員を 6 人雇っている。
2．現道は非常に狭かったため、一部自費で盛土を行った。もし道路が拡幅され商売他影響が出るのなら、政府の方針には従うが納得のできる補償をして欲しい。

インタビューNo.3：鉄筋コンクリートのビル（杭上）　土地の広さ 60m×12m

1．1997 年に建てた。母屋は道路中心線より 21m離れている。
2．小学校および中学校として使っている。生徒数は 600 人。カンボジアにおいても少子化が進み生徒獲得競争は激しい
3．土地代は 5m×25mで＄42,000 らしい（坪あたり 100 万円位となるので別途確認が必要である）。

インタビューNO.4：杭上掘っ立て小屋：土地の広さ 20m×16m

1．5mX5mくらいの家で母屋兼仕事場は暫定ＲＯW30mの中。
2．ROW の認識あり。
3．職業はバッテリー充電で売上は 12＄／日。経費はガソリン代 2＄／日。
4．夫婦 2 人と小学生の子供が 3 人で、道路の騒音・埃に悩まされている。
5．家の背後に土地の余裕があるの、当局の指示次第でセットバックすることは可能。

第３章　FS 調査報告書の道路計画のレビュー

本プロジェクトの環境社会配慮への影響及び住民移転を最小限に抑える観点から開発調査で策定された道路改修計画のレビュー結果を以下に示す。

3.1　影響家屋

全天候対応型の道路にすることを目的として、全線に渡っておおよそ１m路面高を嵩上げすることが計画されている。嵩上げに要する盛土の結果、斜面が広がることによって、

１）　FS 報告書で提案されている 1,805 軒に加え新たに影響を受ける家屋、
２）　既に 1,805 軒中に含まれるが影響の度合いが深刻化する家屋、および
３）　道路へのアクセスが不便になる家屋等が発生する可能性がある。

FS 報告書の「調査概要表　６」に記せられている 道路改良計画欄では“縦断線形を 2000 年洪水位（HWL）から 50cm の余裕高を確保し、舗装厚を改善する”としている（要約編及び SUMMARY 編も同じ)。縦断線形は道路中心線上の路面高と通常は解釈されるが、FS 報告書では路床肩高とされている。従って、実際の路面高はアスファルト舗装厚（0.5m～0.6m）が加わった高さ、即ち HWL＋0.5m＋0.5m～0.6m＝HWL＋1.0m～1.1mとなるが、舗装に水が入ることは劣化につながるので舗装保護の点からこの設計は妥当であると考える。
なお、この計画路面高については日本を始め洪水の頻発するバングラデシュや比国での設計基本とも比較した結果でも妥当である。

一方、報告書の図には道路中心線上での計画路面高は平均 1.2m程度となっているが、道路路面肩では道路勾配（3%）のために高さを減ずるので１m前後となり「洪水の影響を受けない全天候型道路」と言う条件を満足する案と考えられる。上記嵩上げを実施するために必要な用地幅は次のものから構成される。

- 道路盛土天端幅、
- 嵩上げのための斜面盛土および
- 盛土斜面造成のための斜面下の仮工事用地

これら範囲を次ページに示す。図に示すよう、工法によっては工事影響範囲（Corridor Of Impact）として永久 ROW とほぼ等しい幅である片側 30m が必要

となり、その中の家屋は立ち退きが必要となる可能性がある。

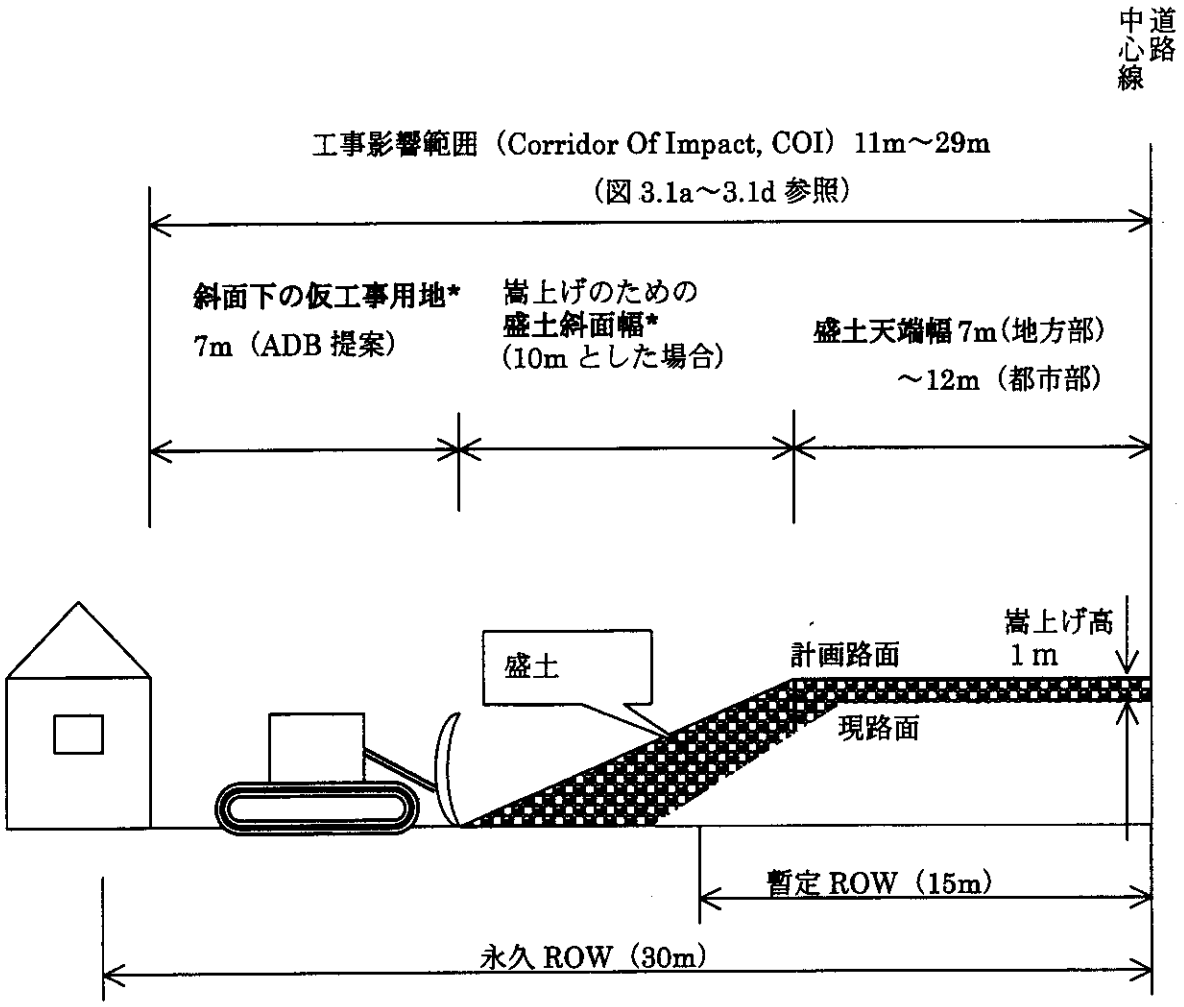

*仮工事用地・盛土斜面幅ともに、現地の状況・採用する工法によって削減することは可能である

図-3.1　工事影響を受ける可能性のある範囲

Case I Road Width 24m with High Embankment

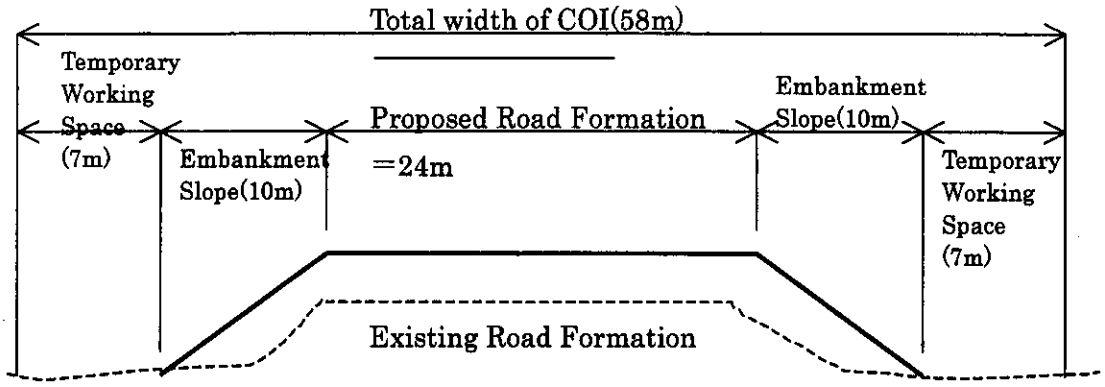

図 3.1a 道路工事幅が 58m になるケース

Case II Road Width 24m with Low Embankment

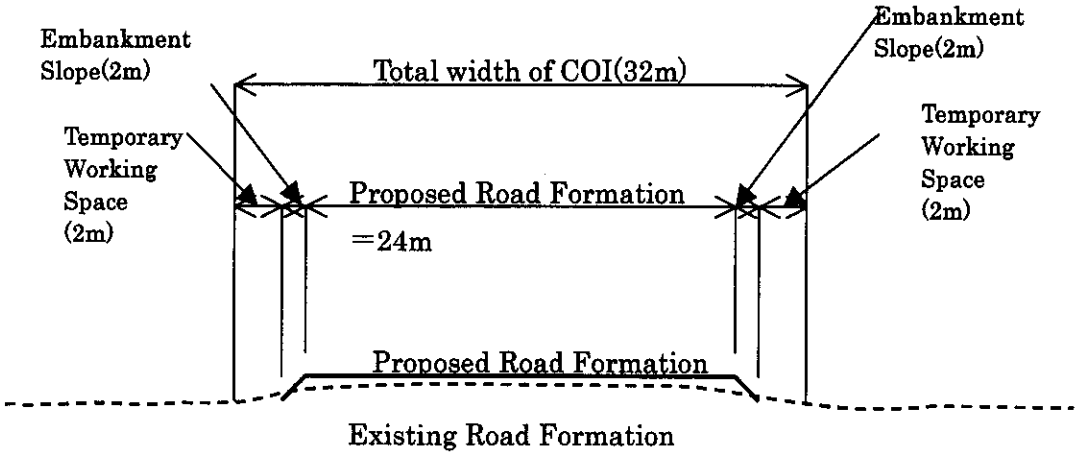

図 3.1b 道路工事幅が 32m になるケース

Note

Temporary working space of 7m could be reduced depending on the site/construction conditions.

Case Ⅲ Road Width 14m with High Embankment

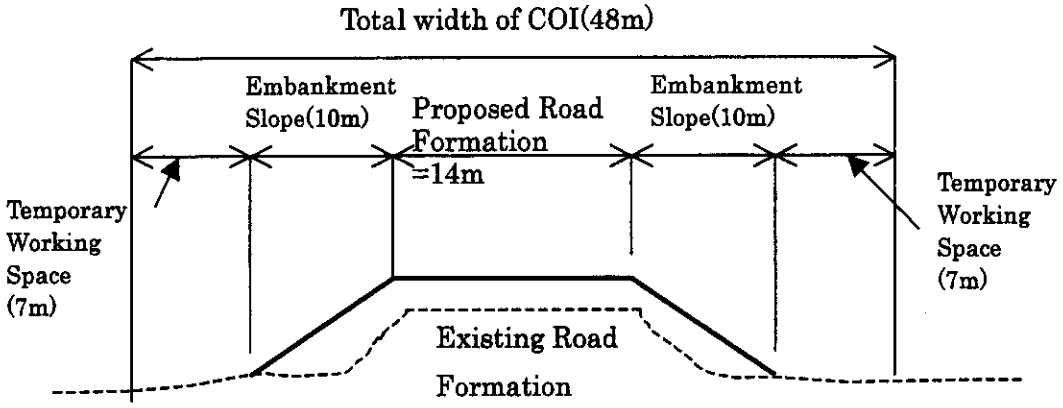

図 3.1c 道路工事幅が 48m になるケース

Case Ⅳ Road Width 14m with Low Embankment

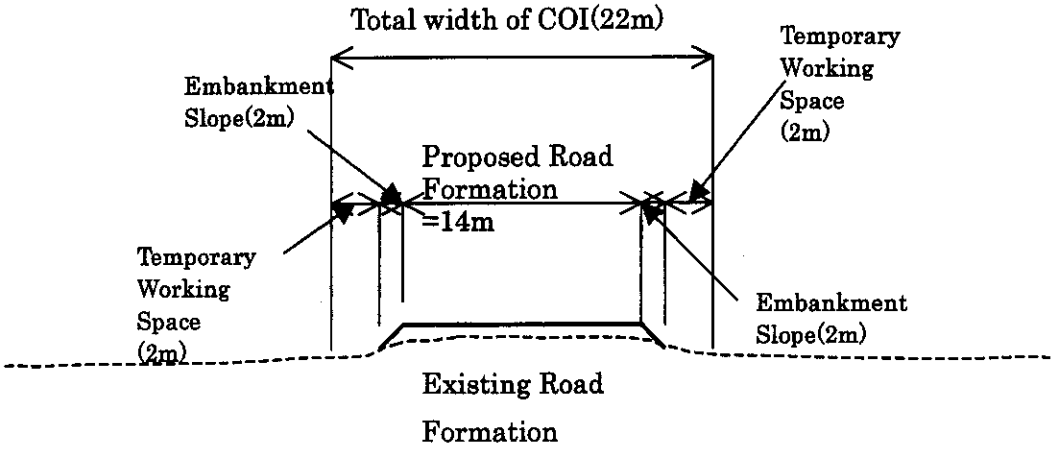

図 3.1d 道路工事幅が 22m になるケース

Note

Temporary working space of 7m could be reduced depending on the site/construction conditions.

工事の実施にあたって、新たな影響を受ける家屋の概要は次のとおり。

1）新たに増える影響家屋

FS 報告書に報告されている影響建物数は 1,805 棟である。これは暫定 ROW(道路中心線から左右 15m、計 30m）以内の領域に建物の１部でも懸かればこれを１棟として計上した棟数であり、暫定 ROW に懸からない建物は計上されていない。しかし道路改修計画による盛土法面の為に必要用地巾は暫定 ROW 境界を超え、永久 ROW 境界（道路中心線から左右 30m、計 60m）に近い道路中心線からおおよそ 28mにも及ぶ箇所もあり、FS 報告書 Vol.3—Drawing からチェックした追加棟数は当初の 1,805 棟数以外に少なくとも 93 棟の建物が新たに影響を受ける事が想定される。従って合計数は 1,898 棟となる。この影響を受ける建物数の分布状況を図-3.2 に示した。

2）影響の度合いが深刻化する家屋

影響建物数の追加の他に、更に 1,805 棟に含まれてはいるがその影響度合いについての問題も指摘する。即ち、暫定 ROW 境界外に母屋が建てられ、続き棟として現存する暫定 ROW 内の道路際の建屋部分は少しカットする程度で済むと考えられていた棟が、実際は盛土法面工により背後の母屋まで影響を受けると判断しなければならない建物(図-3.3 参照)がおおよそ 300 棟に及ぶ。図-3.2 に示す如く、これらの影響は殆どが Km0.3 から Km13.5 に集中している。沿道に建物が立ち並び連続した盛土法面工事の実施が困難な場所には、土留め工を導入することが建物の移転の数を減じる策として有効であると云える。

3）道路へのアクセスが不便になる家屋

国道 1 号線はアジア・ハイウェイであると同時に沿道住民にとっては生活道路であり、その面についての配慮は必要である。現在は沿道の商店への出入りには大きな支障はないが、道路嵩上げ工事が改修計画どおり実施されると商店への出入りに支障をきたす恐れのある建物がでてくる。特に Km14 までの道路幅 21～24m の区間で、１ｍもの道路の嵩上げによって商店の出入り口に新たに道路法斜面が出現し商店の営業活動に支障を来す恐れがある。店先と道路との高低差が大きすぎることから重たい荷物の積み下ろしに危険が伴い、場合によっては事故に繋がりかねない。したがって、これは社会環境面から見て好ましくない影響を与えるものであり住民生活面も含めて慎重な配慮が望ましい。

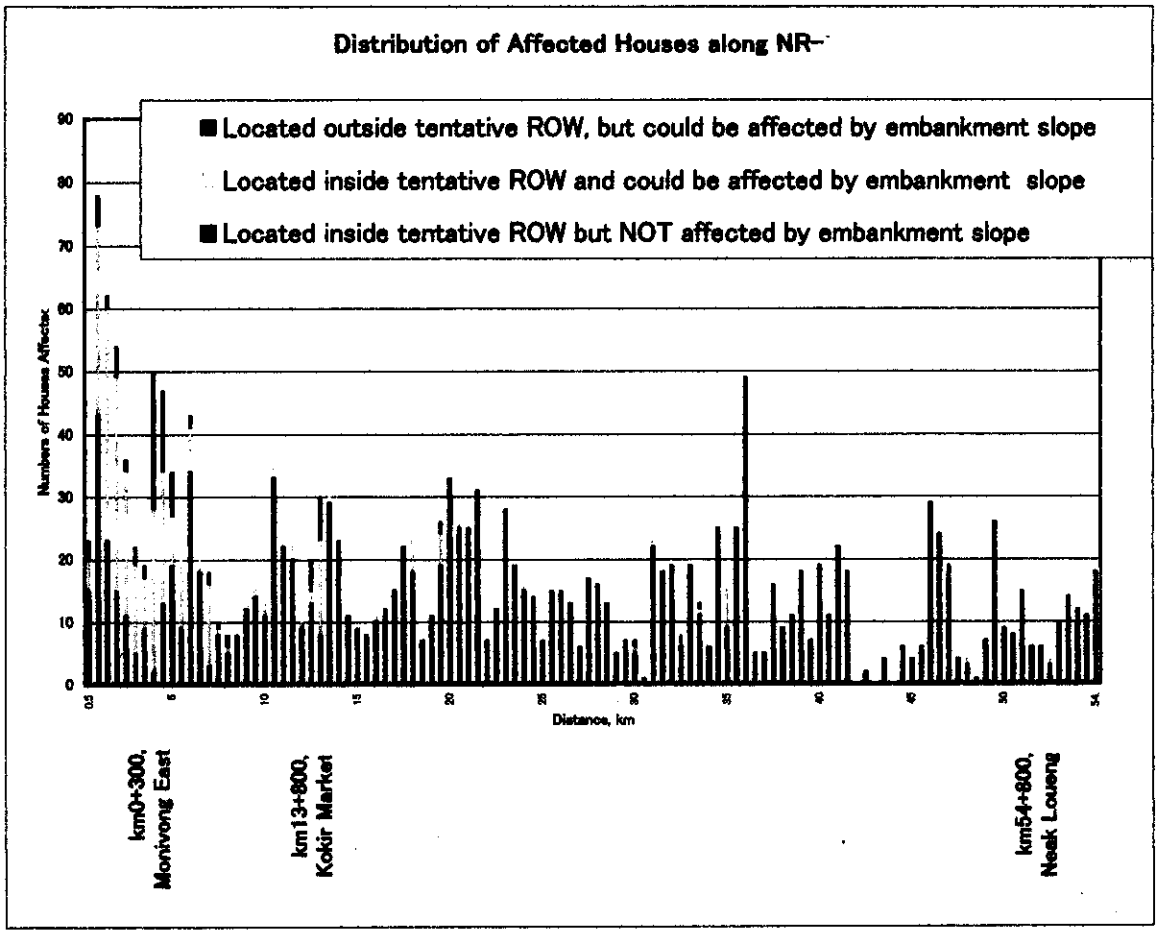

Numbers of Houses Affected

Total width of Road, m	Distance, km		Located outside tentative ROW, but could be affected by embankment slope 新たに影響を受ける家屋)	Located inside tentative ROW and could be affected by embankment slope 影響の度合いが深刻となる家屋	Located inside tentative ROW but NOT affected by embankment slope
	From	To			
24	0	0.3	0	0	0
24	0.3	3.5	22	151	121
24	3.5	7	46	88	98
21	7	13.5	16	37	191
24	13.5	14	0	0	23
14	14	36	5	31	679
14	36	55.3	4	2	384
Total			93	309	1496
Ground Total			93	1,805	

Note: All the figures presented are estimated based on the drawings of Feasibility Study Report.

図-3.2 工事の影響を受ける可能性のある家屋

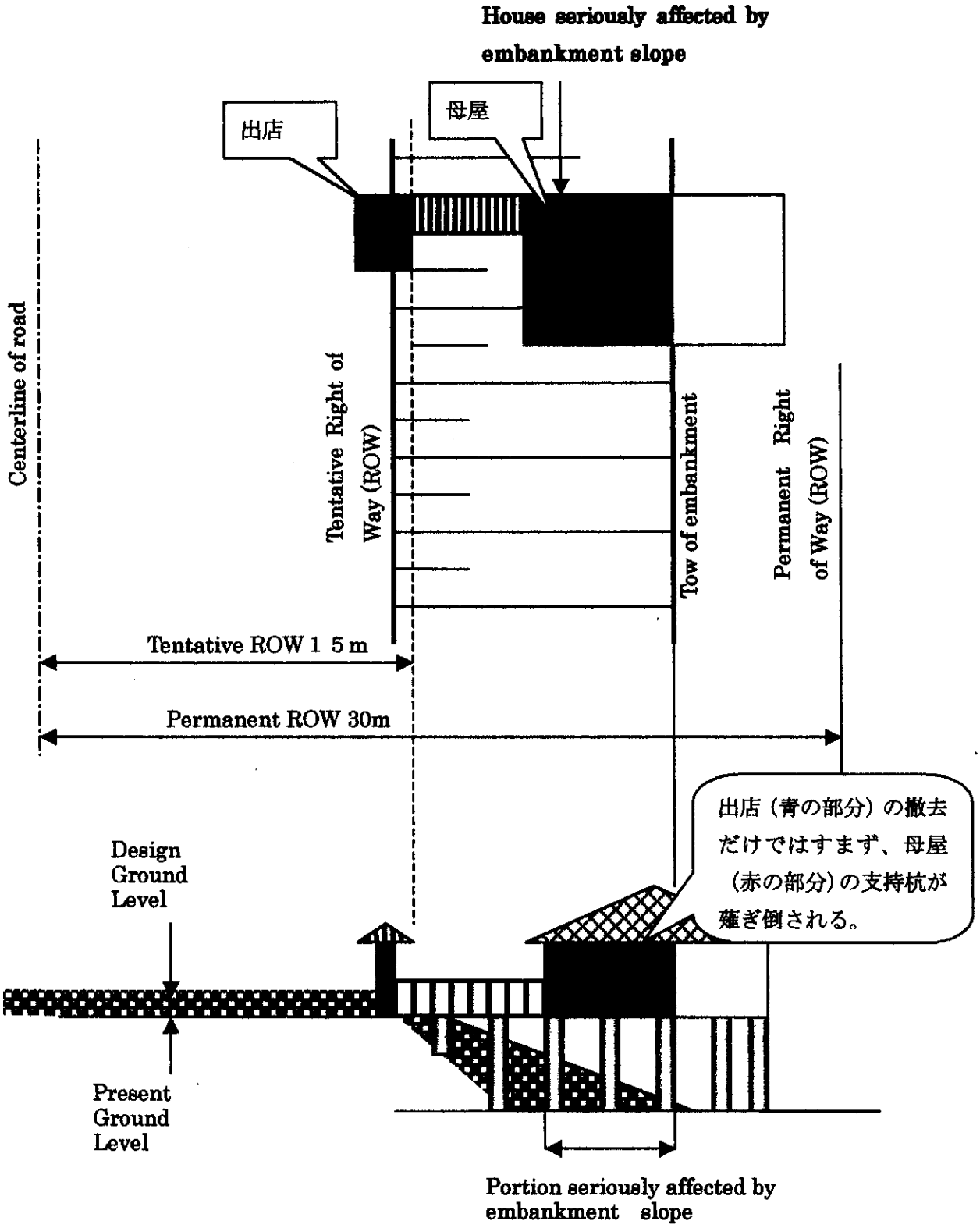

図-3.3　盛土によって深刻な影響を受ける家屋

3.2 影響緩和策

バイパス案の検討結果

今回の計画見なおし作業として与えられた課題は影響を受ける建物数を減らす方策を見出すことである。しかし影響棟数の減少策には妙案はなく、多くの建物が立ち並ぶ部分を迂回する手段を考えざるを得ない。即ちバイパス計画案の検討であり、その可能性があると見られるのは次の 2 区間である。

① Sta.Km 2 付近から Sta.Km 5 付近までの間

この区間はアジアハイウエーの一部としても平面線形上問題になる区間ではないが、計画盛土巾により影響をうける建物数が比較的多い区間であり住民移転を極力避ける目的ならばバイパスとすることも可能であるが、軟弱地盤の分布が予想される後背湿地部を通るために工費が極大化する点に留意が必要である。

なお、「プノンペン市都市交通計画調査（JICA 開発調査）が 2001 年 11 月に実施された。この調査ではタイガービール工場への交差点（Km 7 地点）から現道に平行したバイパスの検討を行っているが費用対効果を勘案し採用されなかった。基本設計調査が実施される場合はこの点の再確認が必要である。

② Sta.Km12.3 から Km15.8 の区間

この区間は Kokir 市場を中心にして曲線部を含む区間であり、人や車の行き来の多い地域なので交通安全の為に走行速度制限すべき区間であり、バイパス道路の検討が将来・何時の時点かで計画されることになると予測される区間である。したがってバイパス案の採用ともなれば影響を受ける建物数を削減する効果はあり得ると考える。

FS 調査は、1995 年に実施された ADB-FS 調査をベースに行ったとのことであるが、ADB-FS 調査では、国道 1 号線全線について実施され、その後 C-2 区間（ネアックルン－ベトナム国境）は詳細設計／施工へと進んだ。ADB-FS 調査では Kokir 市場付近のバイパス案の検討も行ったが採用されなかったとの報告であるため、基本設計調査を実施する場合は、その理由の解明が必要である。

FS 調査報告書道路計画レビューのまとめ

国道 1 号線 C-1 区間の「改修計画調査」報告書の内容を検討し移転の対象とな

る家屋数を 1,805 から少しでも削減する可能性を求めて計画案の見直し作業を行なったが、結果として現時点では平面線形の部分修正など現計画内容を変更しない限り影響建物数を削減しえないと考える。したがって影響を受ける建物数を少なくするには：

（1）　必要最低限の道路計画高として、場所に応じてきめ細かく再検討を行う
（2）　場所によっては土留め壁の構築で必要用地幅を狭くする

等が考えられる。これらの項目に対して、FS 調査関係者（JICA 担当部署及び担当コンサルタント）を含めて検討し共通認識を得た上で、今後の基本設計作業に当たることが望まれる。

第４章　カンボジア国の土地に関する法令

4.1 土地法令の流れ

もともとカンボジアでは土地の私有権は認められていたが社会主義経済政策下で否定され土地台帳・地図は破棄された。その後市場経済への移行とともに再度土地所有権を認める方針へ変換した。このとき過去の土地所有権を清算し現在占有している人を所有者とすることとした。現在、土地登録によって所有権を認めるとしたが、政府のアピール不足、技術・能力不足（土地測量・境界杭打ち、登録証発行等の実作業の遅れ）および土地所有者の登録に対する無理解から土地登録は遅れており土地紛争が頻発している。Sik Boreak 氏[4)]によれば、カンボジアにおける土地に関する法令の流れは次のようである。

表 4.1　土地に関する法令[4)]

年月日	出来事	概要
1884 年	土地条例公布	私有を認める法令。フランス統治下で発令したが反対のため 1912 年まで施行されなかった
1920 年	カンボジア市民規約発令	5 年間占有（耕作）後は所有権を認めるとする
1954-1975 年代	独立	1953 年カンボジア独立後、土地私有の概念が普及。1972 年 5 月 10 日公布の憲法 14 条にて私有権を明記
1975-1979 年代	クメール・ルージュ政権獲得	“私有権”を破棄し、土地は“公共のもの”とした。このとき地図・土地台帳等もすべて破棄された
1979-1989 年代	中央計画経済の実施	ベトナムの侵攻、その影響下での土地の共同所有の状態が続く
1989 年	市場経済の導入	中央計画経済の破綻後、土地の私有を認める方針へ変換した。大臣評議会制定規則 25 号(1989.4.22)にて‘本令公布時の土地占有者を所有者とする’と定めた。また、政治指令 No.3(1989.6.3)にて(1)全ての土地は国家に属するが、国民が所有・利用する権利を有すること、(2)1979 年以前の土地所有権は無効とし 1979 年 1 月 7 日からの占有者を所有者と認める、とした。
1992 年	土地法改正	1 条にて“土地は国家のものであること、1979 年以前の所有権は認めないこと”、および 2 条にて“国民は土地を私有・使用する権利を有すること”を再確認した。
1993 年	憲法改正	憲法 44 条にて“政府は、何人からでも公共のため適切な補償のもとで土地を没収する権利を有する”とする
1999 年 9 月 27 日	首相宣言	政治指令 No.06 にて国有地不法占拠者の強制排除を命令および道路・鉄道の ROW 幅について決める
2000 年	経済財務省宣言	ROW 内の住民は補償なしで排除されるとした(No.961SVH)
2001 年 8 月	新土地法	30 条にて土地の 5 年間の占有事実によって土地所有を認めるとした。

2003 年 6 月オーストラリア法律専門家[5)]が、土地法の執行を担当するであろう若手判事・弁護士を対象に ADB・法務省の後援でセミナーを開き、現在のカンボジアの土地問題について以下のように述べた(カンボジア・ディリー新聞 July 2, 2003)。

- 投資家を保護する適切な土地法が無ければ、海外の投資家は投資しない。
- 5 年間の占有によって所有権を認めるとした。ただし土地登録の手続が難しく多くの土地紛争を引き起こしている。
- 2001 年の土地所有権登録制度は土地紛争を無くしかつ、何年も認められなかった土地所有者に法的保障を与えるために制定された
- オーストラリア土地法に似た土地所有権登録制度であり、数十年かかってようやく効果を出すものである。タイではこのシステムの完成に 18 年間かかった。
- カンボジア政府は 5 年間かけて 10 郡およびプノンペン市内の 1,000,000 筆の測量、くい打ちおよび登録中である。
- ちなみに現在は、1997 年終了したパイロット登記の段階で 84,000 筆(2001 年では 54 万筆:この数字は後で述べる)が登録済み。7 月 27 日の総選挙後にシステムの始動を願う。
- 2002 年 5 月の政令で国家土地委員会が設立され土地紛争の解決を図る。しかし、土地管理省が国家土地委員会の法的権限について案を練っているところである。いったん決定されたなら、地方/市裁判所が土地紛争処理から解放される。
- 国家土地委員会は実施に当てってもいろいろ問題が出るであろうが、公正・透明でしかるべき手続で処理しなければならない。
- 同政令で土地登録手続の概要を定めている。全筆、土地登録チームに目視され、測量後境界杭を打ち登記簿を発行・公開する。登記簿公開後 30 日(係争の有無を確かめる猶予期間として)で正式登録される。
- 問題点として、人権擁護団体団長のサン・サレイ氏はこう主張する
  - シアヌークビルのある家族いわく:自分たちが 5 年間以上住んでいる土地を政府の役人が(他の誰かの所有するものとして)登録してしまった。(自分たちの土地であると)登録する必要があることを教えてくれなかった。
  - 土地が自分たちの物ではないと知ったときは苦情を申し立てるべきというが、30 日(登録猶予期間)などあっという間に過ぎる。
- 土地登録制度の住民への周知徹底が重要である。住民説明会が土地を登録させようという村々でも開かれるべきである。今のところ、土地を登録したいという住民からは苦情は聞かない。

4.2 道路用地の考え

植民地時代から道路に関しては 50～60m 幅の政府の所有するところの ROW の考えがあった。現在、道路沿線の住民もこの ROW に対するおぼろげではあるが認識をもっている。また、鉄筋コンクリート家屋は十分離して建てるよう当局が指導をしている。1999 年 9 月 27 日、フン・セン首相は ROW 内の不法占拠家屋を将来は排除するように地方当局に命じた。また、ROW 幅について改めて下表のように宣言した。

表 4.2　1999 年不法占拠者捜査・排除の首相命令で定める ROW

	道路	ROW 幅
国道	1,4　および 5 号線	60m
	2,3,6,7…(一桁の数字) 号線	少なくとも 50m
	11,22,64,78…(二桁の数字)号線	50m
郡道路		40m
コミューン道路		30m

FS 調査報告書によれば、国道 1 号線の ROW60m内の住民全てを排除するとその社会的影響はあまりにも大きくなりすぎるとの考えから、実道路幅に近い 30m 幅を“暫定 ROW”としてその中の住民を暫定 ROW の外側かつ ROW60m内側に後退させることが提案されている。これによって影響住民 ROW 内 4,000 世帯を、暫定 ROW 内の約 1,805 軒に減らすことができるとした。この考えは後で述べる ADB のやり方であるところの“工事影響範囲 (Corridor of Impact(COI)) 内の住民のみ排除する”という考えに似ており、評価できる考えである。

移転補償を巡って NGO とカンボジア政府の間で争点となっている都市部の ROW についての首相宣言の意味するところの聴取を行って以下の見解を得た。

1) MPWT の見解：ROW should be flexible at urban area.
MPWT は、ROW が最低でも幅 30m という表現はないが、場合によっては幅 60m より狭くなりうること、および Urban Area とは決して単なる行政境界ではなく密集した地域である考えていると述べた。

2) LAC (NGO) の見解: ROW is not applicable at Populated Area
LAC は都市部には ROW は全く存在しないと解釈している。ただし、常識的には最低でも現在の道路占有敷が ROW と考えるべきであろう。

3) あるカンボジア英語教師の見解：The above restriction of the right of way is not applicable to populous place.
この英語教師はよれば、not applicable は“ない”という意味ではなく、もっと広く取れることを意味しており、狭いと言う意味には取るべきでないとのこと。“都市部”についてはLACと同様populous areaと解釈している。

ちなみにFS報告書では“1999年のROWに関する首相宣言において、ROWの幅は地方において60m、都市部においては柔軟に考えるが最低でも30mとする。”という表現となっている。MPWT側が、フレキシブルと言っていたのはある意味で正解ではある。このように、三者解釈において違いはあるが少なくとも“都市部（あるいは密集地）においてもROWは最低でも30mはあるべき”という断定的意味合いはないことが判明した。住民移転計画はROWについての公的見解を確認した上で、策定すべきである。

4.3 土地登録

So Sovannatith氏[8]は次のように述べている。：1989年に土地の私有が認められ4百万通以上の土地証明書の申請が出されたが、発行されたのは約54万通に過ぎない。発行の遅れの理由は、当局によれば住民が（1）土地証明書の重要性を認識しておらずかつ（2）証明書取得手続を知らないことにあるといっている。しかし4百万通以上の申請がなされているのなら“重要性を認識していない”という当局説明は正しくはないと考えられる。

確かに1980年代、特に農村では土地は金になるものではなかった。土地は農業か居住するためのものに過ぎず土地売買の市場はなかった。土地の取引は法律に則ってではなく、隣人とあるいは村長と非公式に当事者同士の同意だけで事足りてしまう。このように土地を重視しておらず、従って土地の所有権に無関心であったことも指摘できる。住民に言わせれば、取得手続には負担が大きすぎる（時間が掛かりすぎ、結局は何らかの非公式な費用を払わされる）ことを挙げている。

今日土地登録証明書を持っている者が所有者とみなされる。ただし土地登録は土地税務局の所轄事項であるが証明書の発行は遅々として進んでいない。土地所有の申請書で受付印があるものが、実質土地証明書となっているとのこと

（2001年6月20日付け土地法39条[14]によれば。所有権取得申請書を暫定的証明書とし、これの基づく土地取引を可としている）。Sik氏の2000年の報告書[4]によれば、正式土地所有権利書をもっている住民は1％とのことである[4]。ADBによれば土地所有証明書あるいはそれに相当する申請書を持っている地方農民の割合はわずか25％(1999年)である[9]とのこと。

第５章　住民移転政策

5.1　国際援助機関の住民移転政策

5.1.1　世銀のガイドライン

世銀の住民移転に関するガイドラインとして次のものが公開されている。

- Operation Policies (OP) 4.12 Involuntary Resettlement, December 2001：OP4.12はBP4.12と合わせて旧ガイドラインOD4.30を置換するために制定された。住民移転ポリシー、影響の範囲、影響緩和策、補償対象者、RAP の策定・実施・モニタリング、事業主への支援等を概説している。基本的ポリシーは：
  （ｉ）強制住民移転は可能な限り避ける。
  （ii）止むを得ず住民移転が発生する場合は代替案を検討しその数を最小限にする。
  （iii）強制移転するに当たり、少なくとも住民の移転後の生活レベルが移転前と同等、あるいは向上するように支援を受けること。

  ここで述べられている住民移転のポリシーは、ADB がフォローしているところである。

- Bank Procedure (BP) 4.12　Involuntary Resettlement, December 2001：RAP の査定、実施監督等についての補足説明

- Good Practice (GP) 14.70 Involving Nongovernmental Organizations in Bank-Supported Activities: NGO との連携の必要性を述べる

世銀の住民移転ガイドラインは長い歴史持ち、ADB ガイドラインの元となったものである。2002 年 ADB ガイドラインとの大きな違いは、OP4.12[18]パラグラフ 34 によれば世銀は（１）影響住民に対する金銭補償に係るローンは認めないことおよび（２）土地代（土地収用に対しての補償を含め）に関するローンは認めないこと、ただし移転地の整備費のローンは認めるとしていることにある。

多国間および二国間援助機関のガイドラインの比較を表 5.1 に示す。表に示すよう多くの機関が世銀のガイドラインを基準にしている。

表 5.1　情報公開等についての多国間あるいは二国間援助機関のガイドラインの比較

援助機関		WB	ADB	OECD	JBIC	JICA
出典		OP 4.01 OP 4.12 BP 17.50	Environmental Policy of Asian Development bank, November 2002 OM Section F2/BP, 29 October 2003	OECD ホームページ、OECD 輸出信用における環境への共通アプローチを強化、勧告文	環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン、April 2002	ＪＩＣＡ環境社会配慮ガイドライン(案), December 2003
情報公開	Information Disclosure	全カテゴリＡおよび一部のカテゴリＢ案件について PAPs、NGO への以下の情報提供:プロジェクトの目的、記述、環境社会影響等の初期情報、EA 報告書案	全カテゴリＡ案件および一部のカテゴリＢ案件について IEE/EIA 報告書要約版のウェブ公開、全編は PAPs、NGO に融資決定 120 日前から閲覧可能にする	EIA 報告書の融資決定 30 日前からの公開および、その国の法制度にもよるが毎年カテゴリＡ・Ｂ案件についての情報公開	(1)カテゴリ分類および(2)環境レビュー結果ただし EIA 結果は現地で公開されているものとする	カテゴリＡおよび一部のカテゴリＢ案件についてのカテゴリ分類結果、S/W、インテリムレポート等各種報告書および最終報告書、提言等
住民協議	Public Consultation	全カテゴリＡおよび一部のカテゴリＢ案件について PAPs と現地 NGO とともに少なくとも次の２回:(1)EIA の調査内容決定前および(2)EIA 報告書案作成時。その他必要時も行う	全カテゴリＡ案件および一部のカテゴリＢ案件について PAPs と現地 NGO とともに PAPs の意見がプロジェクトに反映され適切な計画および環境対策が取られる様できるだけ早い段階から実施する。実施時期少なくとも次の２回：（１）EIA の初期段階および（２）EIA 報告書案の作成後融資決定前	定期的に然るべき利害関係者と意見交換をすること	必要に応じ、環境社会配慮に関する問題が生じたとき、プロジェクト実施者とステークホルダーとの間で協議が行われることを、契約文書等を通じて確保する	事前調査時のカテゴリ分類後、カテゴリＡおよび一部のカテゴリＢ案件についての本格調査時の再カテゴリ分類後、インテリムレポート等各種レポート作成後および最終報告書案作成後
カテゴリＡの定義	Category A	回復不能な、雑多な、あるいは予測不能な顕著な負の環境影響をもたらしかねないプロジェクト	・顕著な環境影響を及ぼす可能性のあるプロジェクト ・住民移転に関しては、200 人以上の人が(1)移転あるいは（2）収入低下 10%以上となる場合のプロジェクト	環境への影響が重大で望ましくない影響のある可能性をもつようなプロジェクト等、影響を受けやすい部門・地域およびその近傍に立地するプロジェクト	OECD と同一	OECD と同一
住民移転政策	Involuntary Resettlement	住民移転は可能な限り避けるあるいは最小限にすること、止む終えないときは手当を施し、少なくとも生活水準が移転前より低くならないようにする	WB と同様	WB と同様	非自発的住民移転の回避努力、補償・支援およびモニタリングについて言及	JBIC と同一
環境影響評価報告書	EIA Report	要旨、方針、案件概要、現状の環境データ、環境への影響、代替案の検討および環境管理計画		WB と同様	WB と同様	WB と同様
影響を受けやすい部門と地域	List of Sensitive Sectors and areas			カテゴリ A レベルの案件として、日生産量 500 トン以上の精油所、他２５項目を挙げている	影響を受けやすいセクター（鉱山、石油・天然ガス開発他）、影響を及ぼしやすい特性（大規模非自発的住民移転他）および影響を受けやすい地域（国立公園他）	JBIC を参考にしている
スクリーニング様式	Screening Formal				案件名、実施機関、プロジェクトの内容、EIA の要否、周辺に影響を受けやすい地域の有無、セクター、環境社会影響他	JBIC
モニタリングを行う項目	Monitoring Form				許認可、汚染対策（SOx、NOx 等の大気質、pH、COD 等の水質）、自然環境および社会環境	

5.1.2 ADBのガイドライン

ADBは住民移転の場合、カテゴリA案件として「200人以上の人が（1）移転あるいは（2）収入低下の割合が10%を超える場合」を要件に挙げている（前掲表）ことに留意すべきである。他のガイドラインには見られない厳しい基準である。

ADB の住民移転の基本方針は“Operational Manual, Bank Policy(BP)” 29 October 2003 に示されている。ただし、補償の実態は各プロジェクト毎の移転計画書等によって変化している（表5.2)。それら移転計画の概要は次の通り。

- 国道1号線C-2区間：October 1999 “カンボジア住民移転実施計画[12)]”によればROW*内の土地に対しては、補償はしない。ただし、移転先がない場合は代替地を提供する。
  (ADB/IRC, October 1999, Cambodia Resettlement Implementation Plan for Ho Chi Minh City to Phnom Penh Highway Improvement Project)
- 大メコン河流域カンボジア道路改修計画、August 2002 RAP[14)]”によればCOI**内の土地は補償する、かつ移転先が無ければ代替地を提供するとあり、PAPsに対して手厚い補償を行う。
  (ADB/MPWT, August 2002, Resettlement Plan for GMS Cambodia Road Improvement Project)
- 現在ADBはAugust 2002の政策を道路に関する共通政策としている。
- 2003年のドラフトガイドラインの1.2 Involuntary Resettlement[17)]の節で影響住民に対する補償費をローンに含めることを、場合によっては認めるとしている。
  (ADB, 21 April 2003, Draft Guideline on Monitoring & Evaluation Of Resettlement)

表5.2　援助機関、プロジェクトごとのRAP比較一覧表

ドナー	世界銀行	アジア開発銀行						JICA
プロジェクト名	道路リハビリ計画[10]	ホーチミン－プノンペンハイウェイ改良計画[11]	ホーチミン－プノンペンハイウェイ改良計画[12]	主要道路改修計画[13]	大メコン河流域カンボディア道路改修計画[14]	ストゥンチニ灌漑および地方社会基盤計画[15]	プレクスノット洪水緩和水路緊急洪水復旧計画[16]	国道1号線改修計画3[7]
場所	NR-3, 6 Shhanoukville, Phnom Penh市およびSiem Reap	NR-1(プノンペン－バベット区間)	NR-1(ネアックルン－バベット区間)	NR-5, 6, 7	NR-5, 6	Kampong Thom	NR-2沿い	NR-1(プノンペン－ネアックルン区間)
事業内容	115.2kmの道路改良	161kmの道路改良	105.5kmの道路改良			6,500～10,000haの灌漑施設の建設	6.5km×100m (COI)の水路建設	55.8km×30mの道路改良
RAP作成	1998/6 by JOC/Oricon	April 1997 by Scott Wilson	October 1999	June 2000	August 2002	January 2003	April 2002	March 2003
契約締結	April 1999		March 1999					
収用土地面積	?	COI内67,877㎡（家屋面積と等しいとしている）	COI内59,229㎡（バイパス用のROW外の私有地203,417㎡は含めない）	算定していない	ROW内60.0000㎡	農地12,070,000㎡および産業地帯350,000㎡	農地663,983㎡	算定していない
収用家屋面積	689㎡	COI内67,877㎡	29,528㎡	28,727㎡	家屋面積は算定していない	3,400㎡	0㎡	44,742㎡
住民影響	1,818世帯と約700㎡の建造物のROW内かつCOI外への後退移動	影響世帯数1,184 影響住民数5,920	影響世帯数1,086。807世帯の住居収用、そのうち305世帯は（残りの）土地なしとなる	影響世帯数1,879、移転家屋347軒	影響世帯数2,000、移転家屋210軒	影響世帯1,443 移転世帯780	134世帯の土地に影響　（路線見直しにより住民家屋の移動は無くなった）	全家屋は暫定ROW外へ後退　影響家屋（世帯？）1,805
土地補償の有無および問題点	ROW内の土地補償なし（建造物への単価が安すぎる）	ROW内の土地への補償あり	ROW内の土地への補償なし	ROW内の土地への補償なし	廉価であるがROW内の土地への補償あり	ROW内も補償する	ROW内も補償する	ROW内の土地への補償なし
プロジェクト実施後の反省点			（1）IRCの権限・能力が不明（2）DMSが不十分（3）移転先の準備および所得水準回復策が不十分（4）家屋・果樹への補償がRP通りでない（5）人員不足、遅い契約、情報供与の遅れ等から外部モニタリングが不十分となった	(1)IRCによる資産調査、補償額算定のプロセスが不透明、(2)PAPS数を減らすため、路線線形の変更・道路幅の縮小の検討努力を行うべき				

	補償項目	補償対象者	数量	単価$	小計	数量	単価$	小計	数量	単価$	小計	数量	単価$	小計	数量	単価$	小計	数量	単価$	小計	数量	単価$	小計	数量	単価$	小計	数量	単価$	小計	
手当	工事影響慰謝料(Disruption	PAPs	1,818 世帯	40	72,720	世帯	40	0	807 世帯	40	32,280	1,879 世帯	40	75,160	2,000 世帯	40	80,000	1,442 世帯	40	57,680	230 世帯	40	9,200						工事影響慰謝料(Disruption
	土地なし	PAPs	71 世帯	20	1,420								20																土地なし
	寡婦	PAPs	488 世帯	20	9,760	世帯	20	0	84 世帯	20	1,680	190 世帯	20	3,800	800 世帯	20	16,000	800 世帯	20	16,000	25 世帯	20	500	400 世帯	20	8,000			寡婦
	10$/月未満	PAPs	299 世帯	20	5,980	世帯	20	0	37 世帯	20	740	432 世帯	20	8,640							71 世帯	20	1,420	100 世帯	20	2,000			10$/月未満
	障害者	PAPs	0 世帯	20	0	世帯	20	0	28 世帯	20	560	23 世帯	20	460							17 世帯	20	340						障害者
	老人世帯																				26 世帯	20	520						老人世帯
	引越し代	PAPs	0 世帯	40		世帯	40	0	305 世帯	40	12,200	347 世帯	40	13,880				780 世帯	40	31,200									引越し代
	借家人	PAPs				人月	15	0	同等の手当と新居探し																				借家人
生計	雇用	PAPs				就職斡旋＋失業中の賃			就職斡旋＋失業中の賃			なし									工事慰謝料で代行								収入
	店屋／小商売／屋台	PAPs				同等地の提供			同等地の提供および迷惑料に含まれる			なし																	屋台
																													雇用
家屋等	Structure 1	PAPs	338 ㎡	3	1,014	11,655 ㎡	25.77	300,349	9,380 ㎡	9	84,423	13,537 ㎡	4.5	62,267	70 軒	500	35000	1,500 ㎡	4.5	6,750				1,910 ㎡	5	8,596			Structure 1
	Structure 2	PAPs	348 ㎡	8	2,784	38,192 ㎡	68.90	2,631,429	18,468 ㎡	19.5	360,129	12,527 ㎡	12	150,318	140 軒	1,000	140,000	1,600 ㎡	12	19,200				35,819 ㎡	12	429,830			Structure 2
	Structure 3	PAPs	6 ㎡	53	318	6,750 ㎡	124.97	843,548	1,348 ㎡	59	79,537	1,260 ㎡	85	107,120				300 ㎡	120	36,000				3,746 ㎡	85	318,427			Structure 3
	Structure 4	PAPs				11,280 ㎡	185.40	2,091,312	331 ㎡	156.5	51,834	548 ㎡	140	90,696										3,267 ㎡	140	457,380			Structure 4
	Stall	PAPs				67,877									520 軒	50	26,000												Stall
	井戸	PAPs	6 箇数	100	600				31 個	30	930	38 個	50	1,900															井戸
	ポンプ井戸	PAPs							155 個	43	6,665	9 個	75	675															ポンプ井戸
	池	PAPs							新しく掘削																				池
	塀など	PAPs	6,880 m	0.75	5,160				m	0.75																			塀など
	木塀	PAPs													500 m	2	1,000							314 m	0.75	236			木塀
	ワイヤーフェンス	PAPs										430 m	0.75	323										1,750 m	1	1,313			ワイヤーフェンス
	ｺﾝｸﾘ、金属製の塀	PAPs										1,837 m	4.86	8,928	500 m	20	10,000							4,787 m	4.86	23,265			ｺﾝｸﾘ、金属製の塀
	木の桟橋	PAPs										133 ㎡	31.5	4,196	1000 ㎡	20	20000												木の桟橋
	ｺﾝｸﾘｰﾄの桟橋	PAPs										162 ㎡	24.0	3,880															ｺﾝｸﾘｰﾄの桟橋
	ｶﾞﾗﾊﾞｰﾄ付入り口	PAPs													574 個	100	57400												ｶﾞﾗﾊﾞｰﾄ付入り口
	パゴダ入り口	PAPs							1 個	20,000	20,000	8 個	3,000	24,000															パゴダ入り口
	墓	PAPs							12 個	69	830																		墓
	墓地	PAPs				基	55	0	8 個	1,393	11,146																		墓地
	ガソリンスタンド	PAPs				IRCが価格決定			5 個	2,448	12,240	7 個	3,000	21,000															ガソリンスタンド
土地	Structure 1	PAPs	ROW内の不法占拠者には補償しない。移るところがなく、道路に依存したぎりぎりの生活を営んでいる場合は支援を受ける			11,655 ㎡	1.40	16,317	COI内の土地は補償しない。収用によって土地が無くなればROW内の土地あるいは別途移転地を提供			COI内の土地は補償しない。収用によって土地が無くなればROW内の土地あるいは別途移転地を提供			ROW内の土地であっても占有権を認め、同等地の提供、金銭補償あるいは（土地から得ていた）同等の収入保障をおこなう。			COI内の収用地(約70ha)は同等地の提供あるいは金銭補償する。金銭補償する			COI内の収用地は同等地の提供あるいは金銭補償する。路線変更のため新たな土地を以下の価格で購入する			暫定ROW内の土地は補償しない。収用によって土地が無くなればROW内の土地あるいは別途移転地を提供					Structure 1
	Structure 2	PAPs				38,192 ㎡	4.52	172,628																					Structure 2
	Structure 3	PAPs				6,750 ㎡	13.00	87,750																					Structure 3
	Structure 4	PAPs				11,280 ㎡	21.65	244,212																					Structure 4
	Agriculture (1)	PAPs				67,877												3,740,000 ㎡	0.12	448,800	100,000 ㎡	2.0	200,000						Agriculture (1)
	Agriculture (2)	PAPs																2,440,000 ㎡	0.10	244,000	200,000 ㎡	1.0	200,000						Agriculture (2)
	Agriculture (3)	PAPs																5,890,000 ㎡	0.04	235,600	333,983 ㎡	0.5	166,992						Agriculture (3)
	住宅地	PAPs							バイパス用(2箇所）に取得		149,242			0															土地
	農地	PAPs				0 ㎡	2.00	0						0	600,000 ㎡	0.5	300,000												農地
農作物	米	PAPs	3,891 kg	1.0	3,891	一年生作物は市価で補償			0 ㎡	0.10	0		㎡	0.10	0														米
	野菜	PAPs	7,245 kg	4.0	28,980				0 ㎡	0.20	0		㎡	0.20	0														野菜
	換金作物	PAPs	7,016 kg	2.0	14,032	多年生作物は市価プラス生育費																							換金作物
	再植樹	PAPs													2025 本	20	40500												再植樹
	マンゴ	PAPs	684 本	23.03	15,751				56 本	30	1,680	749 本	30	22,470				190 本	30	5,700				1,253 本	30	37,890			マンゴ
	タマリンド	PAPs	32 本	15.79	505				26 本	5	130	4 本	10	40															タマリンド
	椰子	PAPs	736 本	9.08	6,679				21 本	15	315	423 本	15	6,345				952 本	15	14,280				2,753 本	15	41,295			椰子
	砂糖やし	PAPs	1,693 本	10.00	16,930				76 本	15	1,140	165 本	8	1,320															砂糖やし
	竹	PAPs	390 本	33.37	13,013				9 本	5	45	14 本	15	210															竹
	ゴム	PAPs										0 本	50	0															ゴム
	コーヒー	PAPs				果樹はその省価格で、共同体の長が補償する						0 本	15	0															コーヒー
	Pulasan (ﾗﾝﾌﾞｰﾀﾝの亜種)	PAPs													572 本	20	11,440							2,089 本	2.5	5,223			Pulasan (ﾗﾝﾌﾞｰﾀﾝの亜種)
	Kampinreach	PAPs																						577 本	25	14,425			Kampinreach
	レモン	PAPs																						2,089 本	2.5	5,223			レモン
	ジャックフルーツ	PAPs																						1,959 本	20	39,180			ジャックフルーツ
	カシオナッツ	PAPs																5,268 本	13	65,850				2,089 本	2.5	5,223			カシオナッツ
	Citrus (柑橘類)	PAPs																71 本	15	1,065									Citrus (柑橘類)
	他の果樹	PAPs	2,325 本	4.19	9,739				110 本	5	550	1,248 本	5	6,240				605 本	10	6,050				2,089 本	2.5	5,223			他
その他	１２ヶ月未満の居住者	PAPs	185 世帯	79	14,606																								１２ヶ月未満の居住者
影響住民以外	産業地帯	所有者																1 式	350,000	350,000									産業地帯
	基本的社会資本施設	国・地域共同体	補償されるべき			補償されるべき			補償されるべき			補償されるべき			時価で補償														
	共同体の市場	地域共同体	3	12,000	36,000							2 箇所	3,386	6,772															共同体の市場
	移転用地整地費	地域共同体							305 世帯	300	91,500	347 世帯	300	104,100	1 式	160,000	160,000												移転用地整地費
費用合計	上記合計				259,881			6,387,544			919,797			724,739			897340			1,538,175			578,972					1,402,726	上記合計
	物価上昇分										46,000	1	240,250	240,250	1	134,000	134,000	1 式	116,600	116,600	1 式	84,700	84,700						物価上昇分
	小計				259,881			6,387,544			965,797			964,989			1031340			1,654,775			663,672						小計
	予備費			小計の10%	25,988					小計の10%	96,580		小計の20%	192,998		小計の20%	206,268		小計の10%	165,478		小計の20%	132,734						予備費
	補償費合計				285,870			6,387,544			1,062,376			1,157,987			1,237,608			1,820,253			796,406					1,402,726	補償費合計
	影響世帯数				1,818			1,184			807			1,879			2,000			1,443			134					1,805	影響世帯数
	1世帯あたりの費用				157			5,395			1,316			616			619			1,261			5,943					777	1世帯あたりの費用

5.1.3 国際協力銀行のガイドライン

JBIC は、国際金融等業務と海外経済協力業務の２つの「環境配慮のためのガイドライン」を統合した新ガイドライン「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を 2002 年 4 月 1 日付けで制定、公表した。ガイドラインの目的は、途上国・新興市場国の支援プロジェクトにおいてマイナスの影響が出るものは政府機関として融資は止めるか、あるいは然るべく配慮して支援をしていくためである。

JBIC 環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドラインの完全施行日は 2003 年 10 月 1 日であった。そのガイドラインの概要は次の通り。

1） 環境社会配慮の責任主体は借入人(国)であるが、JBIC は（1）スクリーニング（カテゴリー分類)、（2）融資決定前に、借入人によって環境社会配慮が適切に計画され、借入人がそれを本当に実施できる体制にあるかどうかのチェック（環境レビュー）および（3）融資決定後のフォローアップ調査（モニタリング）を実施する。

2） JBIC は、事業実施の説明責任と透明性を確保するため、（1）スクリーニング終了時のプロジェクト概要、スクリーニング結果およびその根拠の公開、（2）環境レビュー期間中においては重要な情報、環境ｱｾｽﾒﾝﾄ報告書、環境許認可証明書等をウェブサイトにて公開、（3）その他、第三者の求めに応じ可能な範囲で環境社会配慮に関する情報を提供する。円借款の場合の情報公開例を次ページに示す。

環境社会配慮ガイドラインに加え、2003 年 5 月 1 日に JBIC は「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申し立て制度手続要綱等の制定について」を発表、完全施行はガイドラインと同じく 2003 年 10 月 1 日である。この異議申し立て制度は、二国間の援助機関には見られないことであり、異議申し立てによる一般の情報公開に際してもわが国の企業の競争力をそぐことの無いよう、濫用の防止や情報公開に制限を加える場合もある。

このガイドラインのベースになったものは、OECD の環境社会配慮ガイドラインである“環境コモンアプローチ”である。OECD ホームページによれば「OECD 勧告には法的拘束力はありませんが、勧告はメンバー国の政治的意図を示すもので、実際は大きな道徳上の圧力となり、メンバー国がその勧告を完全に実施す

るために最善を尽くすことが期待されています。」とある。またガイドライン制定のためのパブリックコンサルテーションの席上でJBICから説明された「当該国の環境基準と国際基準（＝世界銀行の基準）と比較して原則として激しい方を選ぶとするも、当該国で使われている基準の方が実用的である場合は当該国の基準を選ぶことを排除しない（例えば、住民のいない不毛の砂漠地に機械的に厳しい環境基準を適用することは不要であるとの考え)」とする柔軟な姿勢があることを、ガイドラインの適用に当たって留意すべきであると考えられる。

5.1.4 国際協力機構のガイドライン

JICA環境社会配慮ガイドラインは、2002年12月3日から19回の改定委員会の議を経て2003年9月22日にその内容が提言として提出された。改定委員会のメンバーは大学関係者、NGO、民間団体および省庁である。この提言はJBICが作成した「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を基本にしており、提言を受け2003年１２月にJICAから「JICA環境社会配慮ガイドライン(案)」が出された。ガイドライン(案)は環境社会配慮基本方針として以下の項目を挙げている。

重要事項1：幅広い影響を配慮の対象とする
重要事項2：早期段階から環境社会配慮を実施する
重要事項3：協力事業完了以降にフォーアップをおこなう
重要事項4：協力事業の実施において説明責任を果たす
重要事項5：ステークホルダーの参加を求める
重要事項6：情報公開を行う
重要事項7：JICAの実施体制を強化する

ガイドラインの完全執行は2004年の4月を予定している。本ガイドラインの特長は、情報公開と住民協議を重視しておりそれらの実施のタイミングも細かく規定している。図5.2(a)～5.2(d)に要請確認段階からマスタープラン調査報告書作成までの情報公開と住民協議（ステークホルダーとの協議）の流れを示す。それらをまとめると表5.3となる。

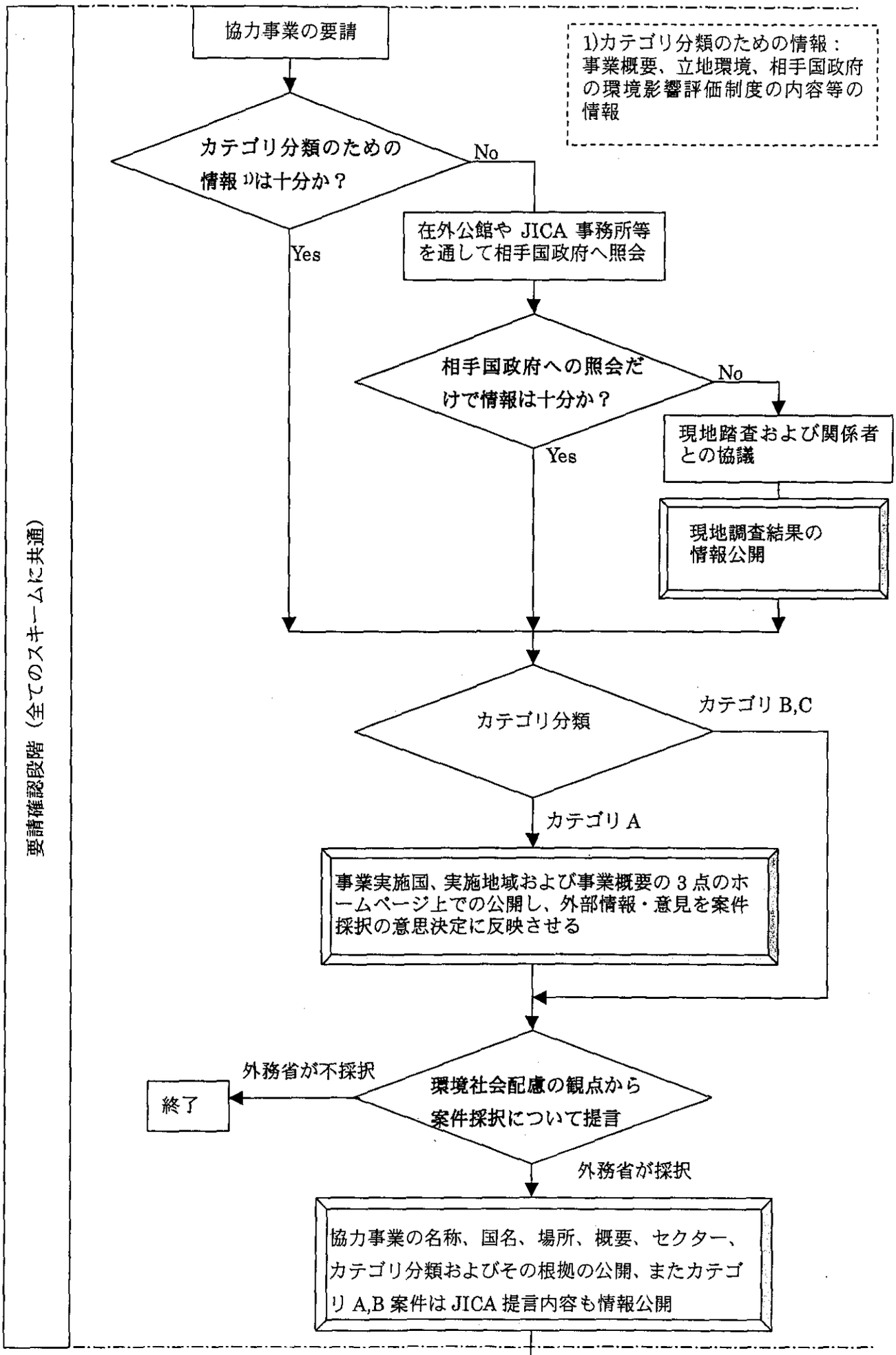

図 5.2(a)　協力事業の進め方（その 1）

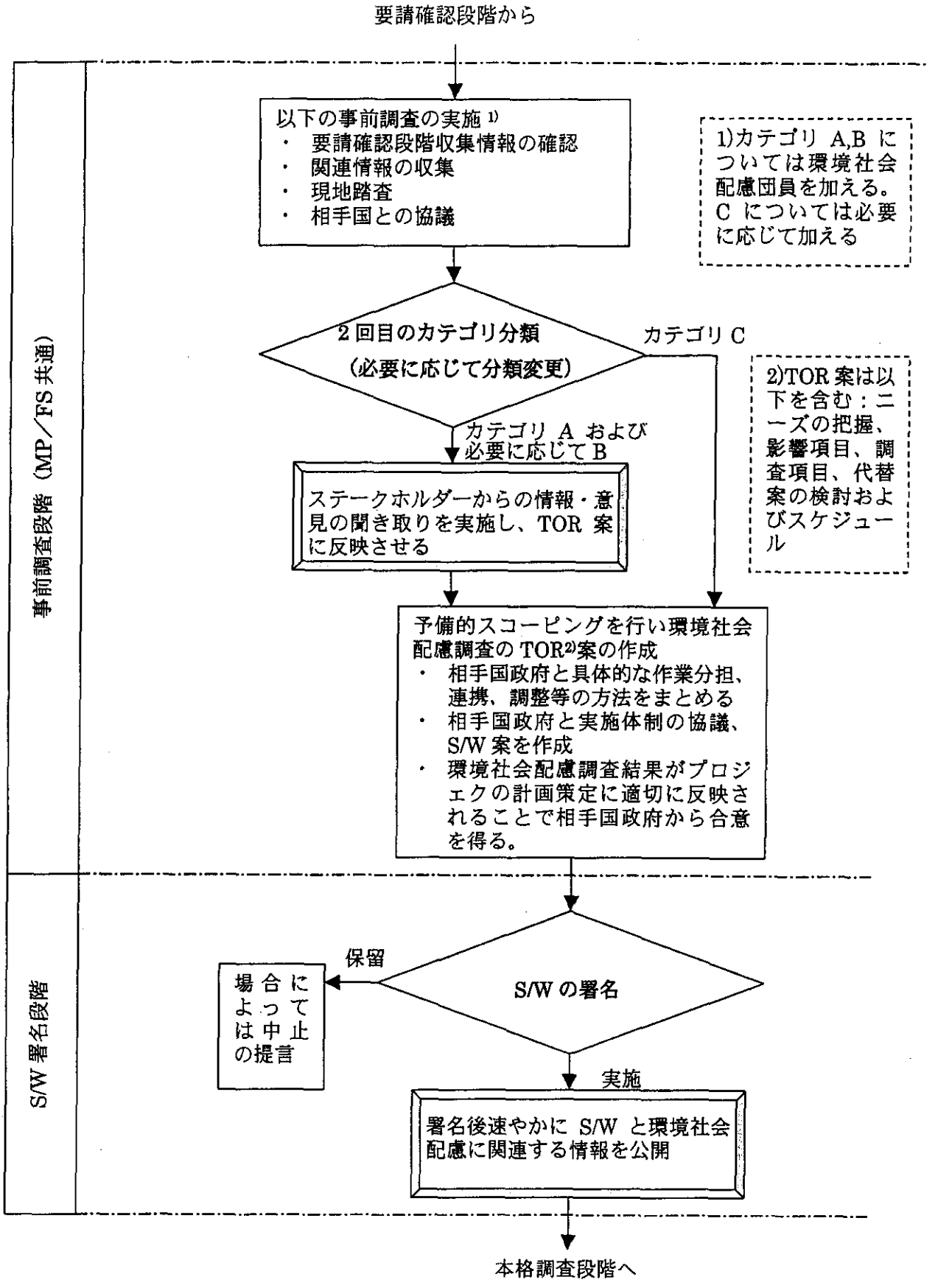

図 5.2(b) 協力事業の進め方（その 2）

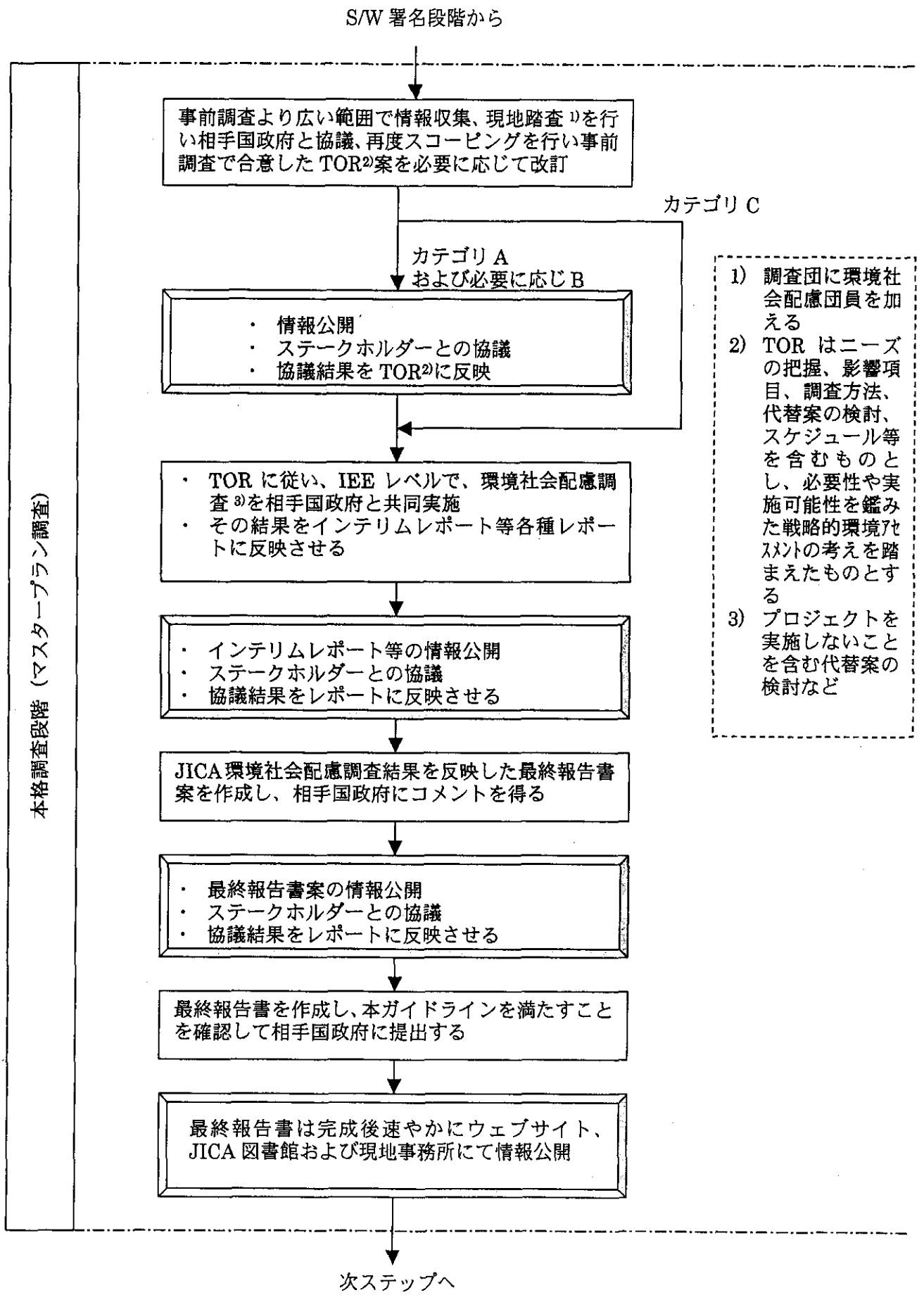

図 5.2(c)　協力事業の進め方（その 3）

表 5.3　JICA の新環境社会配慮ガイドライン(案)2004.12 の提案する情報公開

段階			公開するタイミング	情報公開、ステークホルダーとの協議等
要請確認段階			カテゴリ分類のために現地踏査／関係者との協議を行った場合	事業概要、立地環境、相手国政府の環境影響評価制度
			カテゴリ分類によってカテゴリ A に分類されたとき	JICA ホームページにて案件採択の判断材料とするため事業実施国、実施地域および事業概要
			案件採択後	協力事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類の根拠、またカテゴリ A、B 案件については JICA の提言内容
事前調査段階			カテゴリ分類しスコーピング後	TOR 案に反映させるため、スコーピング結果を公開し、ステークホルダーから情報・意見を収集
S/W 署名段階			S/W 署名後	環境社会配慮関連
本格調査段階	マスタープラン調査		カテゴリ A および必要に応じカテゴリ B 案件のスコーピング後	情報公開、ステークホルダーとの協議およびその結果を TOR に反映させる
			インテリムレポート等各種報告書作成時	インテリムレポート等各種報告書を公開、ステークホルダーとの協議および協議結果の反映
			最終報告書案作成時	最終報告書案の公開、ステークホルダーとの協議およびその協議結果の反映
			最終報告書完成後	ウェブサイト、JICA 図書館および現地事務所において最終報告書
	フージビリティ調査	カテゴリ A	本格調査としてのスコーピング実施時	情報公開、ステークホルダーとの協議およびその結果を TOR に反映させる
			TOR に従い EIA 開始後インテリムレポート等各種レポート作成時	情報公開、ステークホルダーとの協議およびその結果をインテリムレポート等各種レポートに反映させる
			EIA 終了後の最終報告書（案）作成時	情報公開、ステークホルダーとの協議およびその結果を最終報告書に反映させる
			最終報告書作成後	ウェブサイト、JICA 図書館および現地事務所において情報公開
		カテゴリ B	TOR に従い IEE を実施、再カテゴリ分類結果 [1] カテゴリ B であると再確認された場合	場合によってステークホルダーとの協議、協議結果をレポートに反映させる、また最終報告書はウェブサイト、JICA 図書館および現地事務所にて情報公開

1）カテゴリ C に分類された場合環境社会配慮調査中止、カテゴリ A はマスタープランのカテゴリ A に準拠する。

5.1.5 世界銀行等の指導により作成されたバングラディッシュ国ジャムナ橋プロジェクトの住民移転対策の例

（1）プロジェクト概要

1999年にODA開発援助でジャムナ多目的橋（Janmuna Multipurpose Bridge）が完成した結果、このジャムナ川によって東西に分断されていたバングラディッシュ国が陸路でつながれたことの意義は大変大きい、この橋は道路・鉄道併用橋であり、同時にガスパイプライン、電力線、通信線と多目的に利用されるからである。この橋の完成により、北西の食料・物産が東部の首都ダッカにトラックで直接運ばれるようになり、東部から西部にも天然ガスのパイプラインも延伸した。

このプロジェクトの規模は橋梁部4.8kmと道路部30kmからなる壮大な規模でそう建設コスト約1,000億円のうち、橋梁道路に350億円、河川改修・護岸工事に同じく350億円を必要とする点が特徴である。また、土地取得・住民移転等の環境対策費に100億円近く要したことも特筆される。この膨大な建設資金は世界銀行、ADBそしてJBIC（当時はOECF）の三者がそれぞれ均等に22％の借款を供与し、残りの34％はバングラディッシュ国が自己負担した。

（2）発生した環境・社会影響

橋梁・道路および河川護岸工事のために、計7,319ヘクタールの土地が買収され、直接的には6,156家族が土地または家屋に影響を受け、3,600家族が移転させられた。その約3分の2は近くの村々に移転し、当局は残り約3分の1を用意した移転地に移住させたが、その移転地内に家屋以外に学校、モスク・寺院、水道、下水処理場などの施設を準備しなければならなかった。

また、大規模な河川護岸・改修工事によりさらに広大な農地が失われ、また河川改修による自然環境への影響は多きいものと予想されている。

さらに深刻な社会影響は、従来の補償法では対象とならない間接的影響を被る人々で5,906家族にものぼったが、彼等は職を失う農民・労働者、土地を借りていた小作農民、不法居住者（Squatter）などであった。これら直接間接的に影響を被る約65,000人のものぼる住民たちを総称してPAPs（Project Affected Persons）という概念が導入された。

（3）ジャムナ方式の補償・リハビリ方針

上記の結果から世界銀行が主となって、土地収用や住民移転の負の影響を軽減するための一方策として補償の対象や金額の基準として表5.4の14項目が設定された。それらは、

①農地②宅地③居住する家屋・建物④樹木等価値のあるもの⑤不法居住権⑥小作権⑦雇用失業者⑧商業権⑨商店・工場の建物⑩借家借地からの移転料⑪収穫前の農作物⑫補償前にすでに移転していた人⑬住民が増減する自治体への補助⑭橋の上流・下流で何らかの影響を被る場合。この方式が他のプロジェクトに直接適用することは出来ないが、今後のベースとして大変意義ある基準として評価されている。

表 5.4 補償および生活再建方針（ジャムナプロジェクトの場合）

Sl No.	Type of loss or disturbance	Nature of Entitlement(s)	Rate/amount	Remarks
1.	Loss of Agri. land	● Cash Compensation as per Law (CCL) ● Stamp Duty ● Maximum Allowable Replacement value (MARV)	● CCL-rate of Agri. land ● Actual amount incurred during land transaction ● Difference between MARV and compensation received from DC.	● CCL-DC ● Affected person is to buy land ● MARV is Tk. 191,092/- per acre. ● MARV is Conditional. Affected person should buy land to get MARV.
2.	Loss of Homestead land	● CCL ● Stamp Duty ● Maximum Allowable Replacement value (MARV) ● Plot at project sponsored ● Resettlement Site (RS)	● CCL – rate of Homestead land ● Actual amount incurred during land transaction ● Difference between MARV and compensation received from DC	● CCL-DC ● Affected person is to buy land ● MARV is Tk. 191,092/- per acre. ● MARV is Conditional. Affected person should buy land to get MARV
3.	Loss of living structures & other physical structures	a) CCL b) Transfer Grant (TG) c) House Construction Grant (HCG)	a) CCL : Tin/C.I. sheet roof – Tk. 106 per sft. Kutcha/thatched – Tk. 42 per sft. Pucca – Tk. 515 per sft. b) @Tk. 300/- per HH member (mini. Tk. 1000/- Maxi. Tk. 3000/-) c) @Tk. 10/- per sq. ft. of Plinth area (Tk. 2500/- - Tk. 7500/-	● CCL-DC ● Uthuli & squatter will get TG and HCG @ Tk. 2000/- +2000/-=4000/- ● EP is allowed to take the salgeables free of cost
4.	Loss of economically valuable perennial	● CCL of tree ● EP is allowed to cut and take the tree ● Free samplings	● Large tree – Tk. 1750/- ● Medium – Tk 300/- ● Small tree – Tk. 22/-	● CCL-DC ● Free sapling @ 10-20 nos/EP
5.	Loss of occupied homestead (Uthuli & Squatter)	a) Plot at RS site b) Transfer Grant c) HCG	a) 2.5 decimal plot b) Tk. 2000/- per family c) Tk. 2000/- per family	Affected persons will also get training & credit facilities
6.	Loss of tenant contract for farming	One Time Cash Grant (OTCG)	Tk. 3600/- per family	Training+credit facilities
7.	Loss of wage income	OTCG	Tk. 3600/- per family	Training+credit facilities
8.	Loss of commercial plots	a) CCL b) Stamp duty c) MARV benefit	a) Rate depends on the type of loss b) actual amount spent c) differential amount	● CCL-DC ● SD-RU ● MARV-Tk. 191,092/-
9.	Loss of structures used for commercial or industrial activity	a) CCL b) Dismantling & removal costs (DRG) c) reconstruction grant (RG)	a) 15% of compensation received from DC b) Tk. 25/- per sq. ft.	● CCL-DC ● DRG-RU ● RG-RU
10.	Displacement from rented/occupied commercial premises	● One Time Moving Assistance (OTMA)	Tk. 2000/-	Training+credit facilities
11.	Loss of standing crop.	CCL-If applicable	● Affected Persons will be given 4 months notice	
12.	Persons who have already parted with the properties and have relocated elsewhere	● Remaining entitlement	● Applicable to persons evicted before payment of RU grants	● All remaining entitlement-RU
13.	Adverse Impact on host population	Assistance for host-quest interaction	Construction/extension/renovation of new and existing facilities such as educational institutions, religions facilities, common facilities, graveyard, community centre etc.	No Individual entitlement. Community as a whole will get benefit.
14.	People adversely affected by bridge i.e. change in water levels upstream, or downstream, or in unforeseeable ways	● Relocation grant ● Land grant-if eroded	● Tk. 700/- per HH member. Mini. Tk. 3000/- maxi. Tk. 4500/- ● Tk. 563/- per decimal	● Applicable if the land is eroded in the defined geographical area in the upstream or downstream of the bridge

5.2 カンボジアの住民移転政策

5.2.1 基本政策

2003 年 7 月 1 日、予備調査団に対して公共事業運輸省（MPWT）計画局は文書にて、“現在カンボジアには国家方針としての住民移転政策はなく、2001 年の土地法に従うだけである。重要なプロジェクトについては、それぞれのドナーの（住民移転）方針を忠実に反映させるだけである ” と回答した。これまで RAP は、通常援助機関に雇われたコンサツタントが作成しカンボジア側に渡すだけであって、カンボジア側自らがつくることはなかった。
これにもかかわらず 2003 年 7 月 16 日同計画局 ADB の方針に倣った RAP 案を作成し予備調査第一次現地調査団に手渡した。これまでの経験からすれば（常に外国の支援に頼るところが多かったことから、自主的に作成しようとする姿勢は）評価に値する。

5.2.2 RAP の一般的実施手順

政府、援助機関および NGO、大学、コンサルタント等の打合せ・理解によって RAP 計画策定、実施、モニタリングおよび評価の手順が決められる。

1. 外部モニタリング実施機関の選定：銀行は新聞で公募した経験豊富な機関の名簿をつくる。業務指示書をつくり技術提案書および見積もりを機関から得る
2. 住民協議：影響住民・現地住民とのプロジェクトおよびその影響についての説明・質疑応答は RAP 作成において重要である。少なくとも住民は無視されたとは思わない。外部モニターは住民協議の模様、住民の反応、質疑等を記録し、参加者名簿とともに住民協議議事録を作成する。
3. 苦情処理委員会の設立：少なくとも資産調査の段階から苦情処理委員会を立ち上げておく。
4. 家屋の分類：影響を受ける資産の分類・評価は IRC が実施する。公共事業省は外観に基づく家屋分類リストをつくる。
5. 資産調査：資産調査によって資産の量、区分および質を記録する。この記録紙は調査された資産の所有者、市町村の長、調査実施者それぞれが署名しそのコピーを所有者および IRC に渡す。
6. 影響住民認定証の発行：世帯主に名前、住所等を記した認定証を発行する。

7．足切日の宣言：地域ごとに、認定書を発行したら即座に足切日を宣言する
8．補償額の算定：IRC が決めた区分ごとの単価を基本とするも所有者との交渉において補償価格を決める。
9．社会経済調査：影響住民の社会経済状態を調べる。
10．補償予算案の作成および影響住民区分と補償権利対比一覧表の作成
11．RAP 案の作成
12．RAP 案の三者（カンボジア政府、銀行、コンサルタント）協議
13．RAP 案の政府承認
14．住民への周知活動
15．（必要に応じ）移転先の整備
16．補償支払い手順書の作成
17．支払いの実施
18．暫定 ROW 外への家屋の後退
19．移転地への家屋移転
20．外部モニタリング報告書の作成
21．社会経済調査報告書の作成
22．援助機関による評価

5.2.3 補償について

FS 調査報告書によれば MPWT（IRC）が対応を予定しているのは以下のケースである。

1. 暫定 ROW（30m 幅）に母屋があるため、移転する必要がある家屋
2. 暫定 ROW 内に家屋の一部／出店／フェンスがひっかかるが、移転する必要は無い家屋

} 1,805 軒

3. 暫定 ROW 内に果樹を有している
4. 暫定 ROW 外ではあるが盛土の法面で新たに影響を受ける（93 軒）

1 に対しては移転迷惑料、寡婦、障害者、低所得世帯の対する手当等が支給される。補償単価は表 5.5 に示す。

表 5.5 MEF 提示の補償単価 *(Unofficial Translation)*

Kingdom of Cambodia
Nation Religion King
Phnom Penh, 03 February 2000

Ministry of Economy and Finance
No. 339 MEF

Compensation price list of affected property

No.	Affected Property name	Unit	Unit price in USD	Miscellaneous
	I. Fixed Assets			
First Category				
1	Thatch/leaf wall (screen), bamboo floor, and thatch/leaf roof	m^2	4.50	
Second category				
2	Wood wall, wood floor and zinc roof	m^2	12.00	
Third Category				
3	Concrete wall, and concrete roof (platform)	m^2	85.00	
4	Two-story concrete house (ground and first floor)	m^2	140.00	
5	Miscellaneous			
	II. Well			
6	Dig well	1	50.00	
7	Pump Well	1	75.00	
8	Ditch / water body			Dig at other place
	III. Fences			
9	Wood stand, barbed wire	1m	0.75	
10	Rock (concrete)	1m	4.86	
	IV. Fruit Tree			
11	Mango tree	each	25-30	
12	Tamarind tree	each	5-10	
13	Palm Tree	each	8.00	
14	Coconut Tree (Milk-fruit tree)	each	15.00	
15	Bamboo	shrub	10-15	
16	Jackfruit tree	each	10-15	
17	Soursope tree	each	5.00	
18	Custard tree	each	3.00	
19	Papaya	each	2-2.50	
20	Wood tree	each	20-25	
21	Banana	each	0.080	
22	Lemon/lime tree	each	3-5	
23	Guava tree	each	2 -2.50	
24	Vegetable garden			Refund according to market price
25	Miscellaneous			

Note: For fruit tree with the age of 1 to under 3 years shift to other site: 3 years - refund at the minimum price, 4 years - average price, from 5 year up - refund at the maximum price.

For the fixed assets: if the affected part is the balcony, the refund would be 40% off/m^2.

これに対してMPWTが対応していないものも含めADBは次の補償をするように提案している。

住宅地／商用地の喪失に対する補償

カンボジア政府は、ROW内の土地は公共用地であり占有することは不法であり金銭補償はしないといっている。しかしADBは以下の理由でROW内の土地に対する補償（金銭、同等代替地あるいは生計手段の提供）を提案している。

（1）法的理由："ROW内居住者は土地不法占拠者であり無補償で排除する"とした首相宣言は1999年であり、1989年以前からROW内に住んでいる住民の土地は1989年4月22日付け閣僚評議会制定規則No.25[4]にて"本規則発令時の占有者にその土地は再分配される"に該当し住民が最初に土地所有権を確立しており後決めのROWは無効とも考えられる[9]。また国道1号線沿いの1997年の調査によればROW内のインタビューに応じた影響住民の34.9%が正式な土地権利書を、14.9%が土地権利書申請書受理を証明する書類を有している[11]と、計50%に近いROW内住民が所有権を示すしかるべき書類をもっている。更に2001年6月20日付土地法で5年間の占有事実によってほとんどの住民が占有地の所有が認められていること[14]を挙げることができる。

（2）人道的理由：移転住民はその移転前の土地を元手に唯一の生計を立てている貧乏な世帯であり、合法・非合法に関わらず移転住民はプロジェクトによって生活水準が悪化することがないように補償・支援をおこなうこと[14]。

このように、"ROW内に個人の所有権はなく(少なくとも土地については)無補償で排除できる"との立場を取る現政府と、法的根拠のみならず人道的見地からも土地補償すべきとするADBとの争点となっている。

耕作地の喪失に対する補償

暫定ROW内ので、何年間にわたって農業生産に用いられ肥沃にするのに手間ひま掛けられた土地がある。このような耕作地の喪失によって生計が失われるものであれば、その耕作地そのものが補償の対象と考えるべきである。

耕作地引渡し直前に収穫できない農産物も補償すべきである。

居住家屋／商用家屋の喪失に対する補償

暫定 ROW 内の建造物 1,805 軒が排除される計画である。その内訳はトタン屋根の建造物が 1,463 とほとんどであり、葉っぱの屋根 116 軒、コンクリート 76 軒、瓦の屋根の建造物 150 軒である。FS 報告書では検討の便宜上建造物を 4 種類に分類し、それぞれに固定した補償単価を設定したが、同一種のものでもその質はかなり異なる。資産の算定は同等品との交換価格を基本とすべきであることから、MPWT が述べたよう実情・違いを斟酌してその資産の算定を行うか、4 種類を細分類することが必要であるかもしれない。資産調査時に建造物の壁、床、屋根の材料、移動の難易およびその用途・重要性（単なる出店あるいは重要な居住生活空間等）も判明する予定である。

国道 1 号線沿い住民は、以前より悪い低湿地に後退して家を建て替えるというハンディキャップを持っていることから、建材の値引きなし再利用を認めるべきである。

他の構造物の喪失に対する補償

1,805 軒以外に、池、塀、他の構造物も影響を受ける。資産調査時にこれらのものも明らかにされ補償の対象となる。

家屋（不法）占有の喪失に対する補償

所有権を有することなく勝手に空家に住み着いている場合も考えられる。この人たちは、家屋を撤去すれば住むところが無くなることから家屋を補償の対象とすることを検討すべきである。

生計手段の一時的喪失に対する補償

道路改修によって商売が一時的に中断する場合が生じる。これは永久建造物の一部を撤去したり、屋台・小店の解体・移動が行われる場合である。これに対して補償することが望ましい。

地域社会資産の喪失に対する補償

改良工事は1975年以前からの政府用地であるROW内に限って実施される。ただし、全ての人が完全にこの ROW を認識しているわけではなく、ある地域社会の資産は影響を受けるであろう。その影響とは、（i）私設市場、人が自然に集う場所、道路際の待避所および排水施設、（ii）分電施設、バス停、井戸等の公共の施設、（iii）クリニック、学校、休養／気晴らしの場所および（iv）神社仏閣等の文化上、宗教上、あるいは考古学上の遺産などである。

5.2.4 移転および再定住の支援

住民移転配慮の主眼は“移転によって生活水準が移転前と同等あるいは向上すること”がドナー共通の最低条件である。道路改修による移転の形態は（1）ROW内を数メートル～十数メートル後退するあるいは（2）まったく離れたところにある新しい移転地に移動する完全移転、の 2 通りが考えられる。今回の道路改修によって生じうるであろう住民移転の形態は、道路沿いの住居周辺の背後地あるいは横に土地の余裕があることから（1）の“後退”がほとんどであると考えられるが、住宅が密集している都市部であるKm0～Km 7の区間、コキ市場およびネアックルンの終点付近においては（2）のケースである完全移転が生じる可能性がある。

カンボジア政府による、生活水準維持のため家屋の後退／移転中のおける生活支援はもちろん、完全移転した住民が新しい生計手段を得、生活水準を取り戻すまでの支援および第三機関によるモニタリングが必須である。

5.2.5 本プロジェクトでの補償提案

ADBはROW内の土地をも市場価格で補償するように提案しているが、多くの人たちは ROW についての認識をもっており道路センターラインから離れたところに母屋を建てている。そういう風潮・慣習に反して道路際に家を建てその土地の収用に当たり高額な市場価格での補償要求を認めることは“ゴネ得”を許すことであり、ある意味で逆平等であると考えられる。ROW内とはいえ既得権として居住権・占有権は認め、ある程度の補償はすべきものの、土地の所有権まで認め莫大な補償を行うことがカンボジアの法律・慣習に照らし適切であるかどうか検討の余地があるものと考える。いずれにせよ、きめ細かい配慮・支援策がが必要である。以上 5.2.3 および 5.2.4 での議論を踏まえ、再定住・生活政権に対する支援を含め補償に関しての提案を表 5.6 にまとめる。

表 5.6　本プロジェクトの補償の提案

No.	損失の種類	有資格者	権利の内容
1	居住・商用地の損失	現行の土地法により慣習上の権利を持って ROW 内に住んでいる住民	ROW 内の土地喪失の何らかの補償(必ずしも市場価格での補償を意味していない*)
2	1年生および多年生の農作物収穫を含む農耕地の喪失	現行の土地法により慣習上の権利を持って ROW 内の土地を耕作していた住民	MPWT によって決められるべき5年間の果樹の価値を含む樹木の補償
3	居住あるいは商用・事業用構築物の損失	構築物の所有者	(1)MPWT により決められた市場価格での構築物の補償 (2)MPWT により決められた市場での転用価格による構築物の評価額の 10%の輸送費 (3)MPWT による転用価格での構築物の評価額の 10%の再建費 (4)一人当たり・一家族当たり $200 の家屋・商用地開発の償還 (5)PMU、MPWT による迅速な回収資材材料の無償配給
4	壁、池、フェンス,墓等の関連施設の損失	関連構築物・資産の所有者	IRC により決められ MPWT により認知された転用市場価格
5	居住・商用構築物の借家権	関連居住用家屋／商用構築物のテナント	社会一経済調査によって評価された3ヶ月相当の財政的支援
6	家計・収入の一時的損失	事業主、構築物の貸主、事業の従業員	(1)TROW から移転の家長当たり $30 の一時金支援 (2)TROW 敷地内での営業収入減少に対し一事業当たり $30 の一時金支払い
7	社会的弱者手当	社会的弱者世帯（貧困、身体障害者、寡婦、年寄り世帯）	一戸当たり $30 の追加現金および居住用あるいは商用の新規の土地を探すためのプロジェクト支援
8	地域構築物・資産の損失	プロジェクトのために地区の財源となる資源の損失を蒙った関連する地区の組織	(1)プロジェクトによる地区の資産の再建・移転 (2)地区資産の移転のための適切な場所を探すための地区への支援
9	移転後の生活再建支援	移転後に何らかの理由で生計が立たなくなったり地域との融合できなくなった人	職業訓練他

*土地の補償として、金銭補償、等価代替地の提供あるいは生活再建支援を行うものとする

5.2.6 税金と政府の費用

政府は、移転のための補償／支援にかかる金銭のやり取りに対する影響住民が支払うべき手数料、税金を免除すること。過去に問題点として、あるプロジェクトでは建材の回収再利用が認められたが他のプロジェクト（わが国無償資金協力によるキズナ橋建設）では補償額から値引きされたなどの案件により対応の差異があったことが挙げられる[9]。移転地の開発代金としてかなりの額の寄付を要求されたプロジェクトもあった。

5.2.7 将来の再侵入と不法占拠対策

国道 5B 改修計画では、補償を貰って移転した住民が再び戻って来るトラブルがあった。カンボジア政府はこのような事態に対しては基本的に、

（1）不法占拠者は即座に退出しなければならない。

（2）また彼らにはいかなる補償、支援も与えるべきではない。

（3）1999 年の首相宣言で ROW 幅を指定している。2000 年経済財務省宣言 No.961SVH においても ROW 内の資産については補償をしないとしている。

（4）逆に ROW 内に違法に建て工事に支障を来たした場合（民有地を勝手に占拠した時に較べて）より重い罰則を適用するとしている（2001 年 6 月 20 日付け土地法第 19 条第 3 パラグラフ）[9]。

ただし移転先で不利な扱いを受ける等の不具合が無かったかどうかの調査確認を行い場合によっては新たな支援が必要となるとカンボジア政府は考える。

国道 1 号線についてカンボジア政府は ROW についての住民協議、用地境界杭の設置などは一切行っていないとの報告もある[9]。中央／地方行政は、ROW の考えを周知徹底させるべきである。

法律ではコンクリート構造物に対してのみ規制区域外あるいは許可区域内のみで建設することが許されている。即ち、ROW 内の他の建造物全て違法であり補償なしで解体される[9]。

5.2.8 住民協議(パブリックコンサルテーション)

住民協議（パブリックコンサルテーション）は、住民移転における住民の意見を確認する上で重要な施策の１つである。プロジェクトの計画／実施段階において住民参加を求めることにより社会環境に対する影響を緩和することが可能である。パブリックコンサルテーションによってプロジェクトそのものおよびプロジェクトによって生ずる利益・不利益の説明を、住民が理解可能なやり方で行う。これによって住民も納得できプロジェクトに協力し、信頼感を醸造させることができる。不満・苦情に対しても公開の場で適切に対応する姿勢を見せることが重要である。

実施時期は、（１）プロジェクトへの基本的な合意を影響住民から得るとき、および（２）影響住民への対策・補償に関する説明を行うとき、（３）影響住民の移転中の問題点の把握および（４）移転先で生計・生活水準を回復することができたかどうかの確認時におこなう。

参加者は影響住民、影響地域社会の長、住民移転実施者（IRC、MPWT、MEF）、NGO、援助機関の代行者として外部モニターを含むこと。

5.2.9 住民移転実施組織

住民移転計画の策定・実施およびその監督に当たっては、しかるべき権限と責任を与えられた組織の設置が最重要となる。図 5.3 に組織図を示す。RAP の実行ユニットとして（資産調査・住民協議、苦情処理等を実施する実働部隊として）ワーキンググループ（WG）およびサブワーキンググループ（SWG）としてプノンペン市／カンダール郡レベルの SWG、区、市町村レベルの Resettlement Unit がある。なお、当初土地管理・都市計画建設省（MLMUPC）は IRC メンバーの一員であったが、SWG として参画しているので経済財務省（MEF）と公共事業・運輸省（MPWT）の２省のみとなったとの説明が IRC からなされた。

<u>省庁間住民移転委員会</u>
経済財務省、公共事業および運輸省、土地管理および都市計画建設省、プノンペン市および関係する省の代表者たちからなる省庁間住民移転委員会（Inter-Ministerial Resettlement Committee(IRC)）が設立される。

<u>住民移転実施本部</u>
C-2 の RAP では IRC の下に住民移転実施本部（Resettlement Unit(RU)）が設け

られた。その機能は、

a) 資産調査の実施、

b) 住民移転計画の策定、実施管理およびモニタリング、

c) すべての補償対象の影響住民の認定と彼らに権利について理解させること、

d) 郡、区、市町村自治体の担当職員にプロジェクトの完全理解と住民移転計画策定、実施の訓練を施すこと、

e) 影響住民への補償支払いの監督責任、

f) 有効なモニタリング体制が確立され、現地職員がデータの処理に長じていることの確認。これは補償金支払い状況を含め住民移転実施状況データベースの定期的更新の形を取ることが望ましい、

などである。

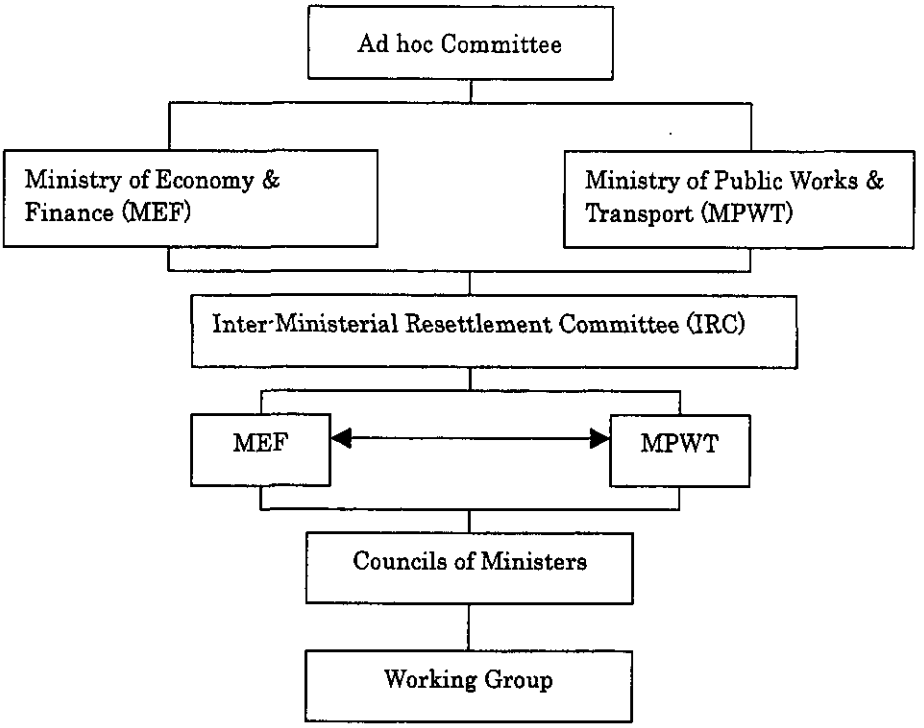

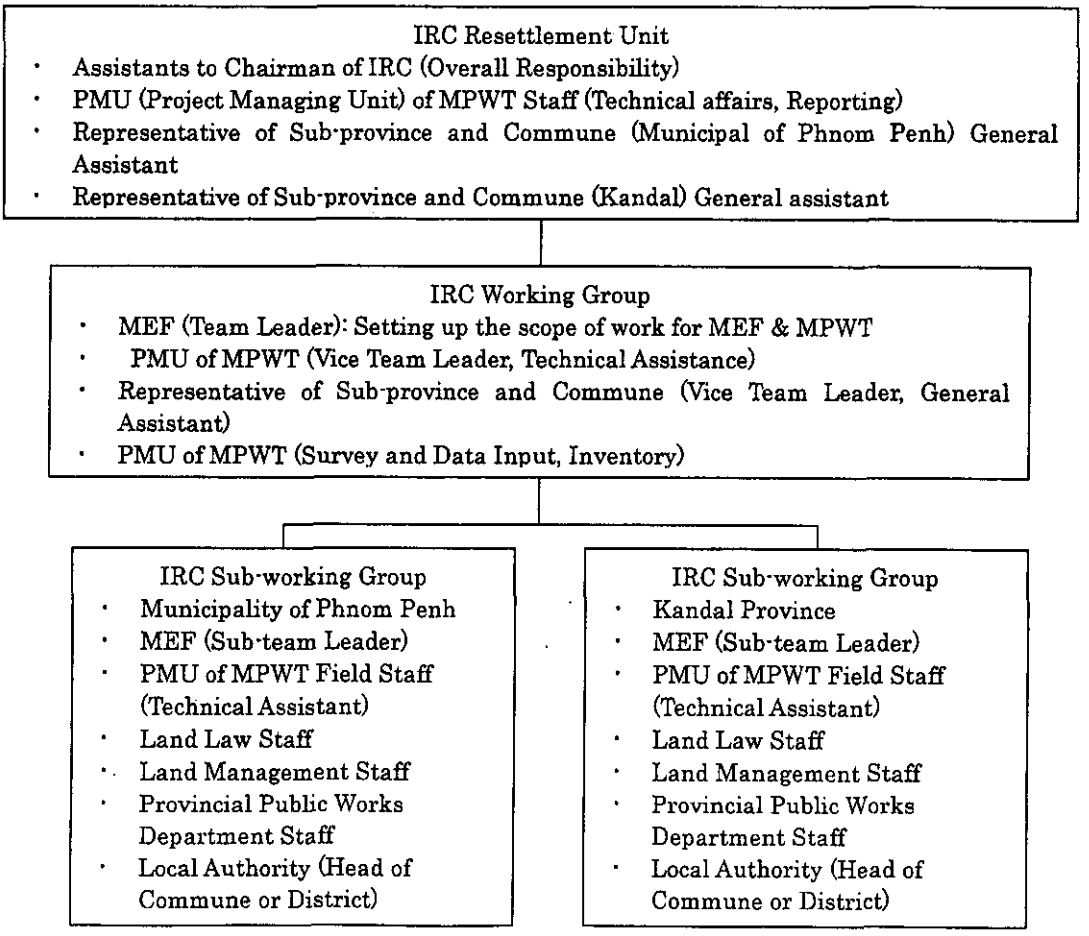

図 5.3　国道 1 号線に係る住民移転実施組織

郡および都市住民移転小委員会

郡を対象にして、郡の長または副長を委員長とする住民移転小委員会を設け、住民移転実施事務所を設立・管理運営させる。設置場所は郡の公共事業部である。郡内の住民移転に係る組織のあらゆる問題に対して責任を有する。

都市を対象にしても同様の住民移転実施事務所を設立する。これらの事務所の機能は所管する地域内において RAP の実施責任を持ち、住民移転問題を適切に処理しなくてはならない。

区および市町村の住民移転実施部隊

区の住民移転実施部隊は（もし移転地が必要な場合の）移転地の確保、用地整備および個々の世帯用の区割りである。行政と影響住民から構成される市町村住民移転部隊の主とする責務は、プロジェクトの実施状況を遅滞無く影響住民に伝えることである。このことによって影響住民が正確に移転情報を理解していることおよび、影響住民の意見・不満を区／郡住民移転事務所にできるだけ早く届けることにある。

苦情調整委員会

土地の取得を伴うカンボジアの開発プロジェクトは苦情調整の過程（苦情委員会を通して）を設けており、その場を通じて影響を蒙る住民は彼等の苦情を解決するべく申し出ることが可能である。

大半の場合、多くは、財産の所有や補償の配分についての問題である。時には、他人への損失が登録されたものについての問題になることがある。住民移転が順調に進むための問題点や矛盾点の解決には苦情調整委員会が彼等の文句に対応し解決できる法的位地ずけが必要である。他のアジアの国では苦情調整委員会は略称 GRC といわれている。

GRC の構成：GRC は影響地域の一番下の組織体で構成される。GRC の代表者は一般に（1）プロジェクトの実施機関の代表が長として、（2）移転のモニタリングをする NGO の代表、（3）地方の政府機関の代表、（4）影響を受けた住民の代表から構成される。

GRC の設立はプロジェクトの実施体と詳細の運営手続を官報に掲載し行なう。

権利と機能： GRCはカンボジア国の法律による解決されるものを除きプロジェクトのレベルでの全ての問題を扱う民事法廷となる。訴訟はGRCでは扱わない。住民移転行動計画（RAP）で許される全ての他のケースでNGOの代表がGRCの事務局として苦情を受け付け聴聞をするべくGRCを開催する。GRCの決定は正式に採用されIRCに実施に移すべく送られる。同時に影響を受ける住民にも伝えられる。

資産評価委員会

カンボジアにおいて、開発プロジェクトの実施によって発生する様々な損失や障害の補償額は詳細測定調査（DMS）を通じて行う個々の交渉によって決定される。その結果、より高度な駆け引き能力の持ち主がより多くを得ることになり、プロジェクト実施の遅延にもつながる。それは、またPAPs'に対する扱いにも違いが発生し、一般的により貧しい地域の人々より剥奪することにもなる。世界銀行、アジア銀行そしてJBICの援助によるプロジェクトにおいては影響を受ける資産の市場価格を決定する基準が存在する。そうした基準は下記のように概説できる。

1. 実施機関、NGOそして地域住民の代表より構成される資産評価委員会（PVC）が設置され、官報によって告知される。
2. 実施機関は独立したコンサルタントを雇用し、PVCによって設定された手法によって土地、構造物、樹木、その他損失の市場価格を調査する。
3. 上記調査の後、コンサルタントは影響を受ける様々な資産の市場価格調査結果とともに資産評価調査報告書を提出する。
4. PVCはこうした調査結果の正確さを確認するためサンプルをベースに詳細調査を実施する。
5. 国家レベルのワークショップが組織され、RAPの問題点そして価格やベースになるものを討議し、コンセンサスを得るために様々な種類および品質の相場を必要に応じて調整の上勧告する。その後に委員会はそれを承認する。
6. 個々の持ち主が被る損失でDMSが確認した数量は市場の相場によって処理され、補償されるべく総額が迅速に決定される。
7. このような手順を通じて、ミスや価格操作そして不正な駆け引きを最小限に押えることができる。

5.2.10 計画策定の支援

カンボジア政府はJICAの支援のもとで日本国政府の方針に理解を示しながら

RAP を作成中である。影響住民からのプロジェクトへの基本合意（プロジェクトの賛同および場合によっては移転も止むを得ないと理解を示すこと）取得作業中である。

調査団は RAP の策定のみならず、外部モニタリングを通して住民協議他を支援していく体制を構築する。

5.2.11 カンボジア国内の NGO について

住民移転実施において NGO の関与を欠かすことはできない。カンボジア協力委員会（The Cooperation Committee of Cambodia (CCC)）作成による Directory によれば、カンボジアにある NGO の会員組織は CCC、MEDICUM および NGO Forum の 3 組織であり、それぞれが下部組織をもっている[20]。日本の NGO も 30 団体程度活動していると聞く。以下は現地で協議した NGO とその協議内容である。

① The NGO Forum in Cambodia
代表部を訪問し情報等を得た。NGO フォーラムは 70 の NGO の集まりである。書記局は以下が担当している。
Ms Kol Leakhana
Development Issues Project Assistant
The NGO Forum on Cambodia,
Tel 855-23-986-269

② COMFREL (Committee for Free and Fair Election in Cambodia)
上記打ち合わせに同席したボナ氏（TEL：016-835-979）は The NGO Forum 傘下の COMFREL に属している。彼は住民移転関係のリーダーであり、以下の情報を得た。

- COMFREL は 13 会員 NGO から成り立つ組織で、公正な選挙監視の他に住民移転問題に取り組んでいる。彼は ADB の 5,6,7 号線道路改修計画や灌漑計画に関与してきた経験を有するが、RAP は外国のコンサルタンツが作成しその執行はカンボジアの NGO がモニタリングするのが好もしいと考えている。もし JICA もそうするなら大変よいことと言う。
- ADB 実施の C-2 区間の住民移転結果について住民を代表して陳情書を、IRC 委員長および ADB に提出している[7]。
- ただし、CONFREL は名前に示すように 2003 年のカンボジア総選挙に関与し、

シアヌーク国王に早期解決等の提言を行う等の活動も行っている。

③LAC (Legal Aid of Cambodia)

LAC はカンボジアの弁護士およびその支援者によって 1995 年に設立された非政府組織であり、すべてのタイプの刑事および民事訴訟において国内の貧しい人々に対して無料で法的支援を提供している。

1999 年までに LAC は毎年約 1,000 件の訴訟を扱っており、その多くは成人を犯罪から擁護するものである。以来、LAC は特別のユニットを立ち上げ土地所有者、子供、労働者をめぐる犯罪や虐待の被害者を代表してきている。(LAC はまた子供の人権をテーマとする研究、出版、モニター及び訓練を行うユニットを持っている)。

LAC には 70 人のカンボジア人のスタッフがおり、その内 24 人は弁護士で 1 人の外国人コンサルタントがいてカンボジア全国で 9 箇所に事務所がある。即ち、プノンペン、カンダル、シエムリアップ、バタンバン、スヴエイリエン、クラタイ、コーコン、コンポンソム、コンポンチャムである。

LAC はカンボジア人によって経営されており、その経営が LAC をコントロールしている。経営陣は弁護士そして一部のスタッフによって選ばれる。カンボジア人及び外国人合同の評議委員会があり、予算そして財務状況の監督をしている。

LAC は毎年 Price Water House Coopers の監査を受けている。

カンボジアにおいては法的支援組織は 2 社しかないが、LAC はその内の 1 社である。他の 1 社は Cambodian Defenders Project (CDP)で、LAC より派生した組織である。LAC 及び CDP は共にカンボジアにおける貧民に対して相当な量の法的支援を実施している (Cambodian Bar Association は限られた数の弁護士を無料で提供している)。

LAC の主な資金提供者は NOVIB (Oxfam Holland) 及びバンコクにおけるオランダ大使館である。LAC のある特別なセクションはバンコクにおけるフィンランド大使館、Dan Church Aid を通じての EU, 国際労働連帯のアメリカセンターを通じての USAID, ノルウェーの「子供を救え」 (Save the Children) 運動、英国の Oxfam, カナダの国際開発協会、そしてアジア基金 (The Asia Foundation)

によって資金提供されている。

④ACHR (Asian Coalition for Housing Right)

都市部貧困住民の解消を目的とする草の根グループのひとつであるACHRが発行したHousing by People in Asia, October 2003, No.15をNGOから入手した。本誌はカンボジアをはじめとする東南アジア各国におけるそれ「住民の強制排除」を特集としていた。である。それによれば、カンボジアの住民移転については次のように報じている。

- 強制収用の通知について：準拠すべき法はなく、執行の4日から3週間前に書面にて渡される。
- 移転前の交渉：準拠すべき法は無し。地域によっては移転や土地配分の交渉が行われる
- 建造物の撤去：準拠すべき法なし。警察官の監視下、市当局に雇われたごろつきが撤去する。
- 補償：準拠すべき法は無く話し合いで等価補償を行うというが、実際は力関係によって「雀の涙」金からちゃんとした移転地を与えられる等、変化する。
- 移転地の提供：準拠すべき法は無いが、過去5年間の経験では無償で移転先が与えられていた。
- 移転地の公共サービス等：準拠すべき法なし。ほとんどの移転地は遠く離れておりかつ政府は何の公共サービスを行わない。
- 移転後の社会的復帰および生計再建への支援：準拠すべき法は無し。NGOがそれらの支援を行っている。
- 移転先の土地の権利：準拠すべき法はなし。通常は5年間の占有後に個人に土地占有権が与えられる。
- カンボジアのNGOは住民移転についての経験が乏しく、住民移転予算や政策を決定する巨大権力に対峙すべき術を知らない。

第6章　モニタリング、評価およびその報告[17)]

6.1 モニタリング

6.1.1 モニタリングの目的

住民移転実施のモニタリングによって実施機関およびその代理機関の活動を効果的にすることができる。モニタリングによって実施上の制約、障害、欠点が明確になりRAPの修正、改良が可能となる。

6.1.2 内部モニタリング

住民移転実施本部が補償契約、支払い状況を毎月モニタリングし、IRCへ報告する。IRCは予算の消化具合から住民移転計画の進捗状況を推し量る。

6.1.3 外部モニタリング

RAPの実施に当たって、とりわけ外部モニタリングの重要性が強調されている。適切な住民移転計画の策定・実施をおこなうために、住民移転実行組織自身がおこなう内部モニタリングに加え、NGO・コンサルタント・大学等の部外者が外部モニタリングをおこなうことが望ましい。外部モニタリングの概要は以下に示す：

- モニタリングの目的は、実施中、質・量・時間的に住民移転が適切かつ効果的に進んでいるかの確認および実施終了後、当初の目標どおり住民移転が達成されたかの評価することにある。
- モニタリングの期間は影響住民調査・移転実施段階および社会復帰訓練段階（ベースライン調査の前から、移転の開始中、移転完了直後、1年後および3年後）とする。
- モニタリングとして、全移転予定世帯のランダム20%あるいは年、性別、地域等に区分しそれぞれの階層から20%抽出してインタビュー標本抽出測定(Sample Survey)をおこなう。
- プロジェクトを評価するためにモニタリング指標として次の事項を明らかにする：

①補償支給について

- 補償受給資格は授与されたか？

・ 遅滞なく補償は支給されたか？
・ その他、移転のための間借賃、移転費、収入補てん、手当て等を遅滞なく支給されたか？
・ 代替土地は計画通り支給されたか？
・ 代替地の所有権は認められたか（土地所有者についてのみ）、その世帯数は？
・ 社会インフラは回復されたか？
・ 代替地にて、喪失した生産手段は回復されたか？
・ 商売上の損失に対して補償されたか？

②住民協議・異議申し立て・特別な問題について

・ 住民との協議はあったか？
・ 移転の説明のリーフレットは配布されたか？
・ 何人の移転住民が補償してもらえることを知っているか？
・ 苦情・異議申し立ての手続きを知っているか？
・ 紛争は解決したか？
・ 社会的弱者に対しての配慮はあったか？
・ 住民(団体)に何回説明会を行ったか？
・ 説明会のとき女性の出席率は？
・ 女性だけへの説明会は何回行われたか（ジェンダーの問題）？
・ 社会的弱者だけへの説明会は何回行われたか？
・ 説明会における女性・男性および社会的弱者（集団）の出席割合は？

③予算とスケジュール

・ 関係部署の役人は遅滞なく配置されたか？
・ 事前の協定どおり住民移転は施行されたか？
・ 移転資金は遅滞なく担当部署に渡っているか
・ 担当部署は予定どおり資金を貰っているか？
・ 資金は移転住民に遅滞無く計画通り支払われているか？

④生計について

・ 社会開発計画対象の移転住民数（女性、社会的弱者）
・ 職業訓練を受けた移転住民数
・ 訓練の種類、参加者
・ 訓練対象者数
・ 訓練によって生計を立てることができた人の数
・ 新たに雇用された人の数

⑤所得の回復について

・ 所得が移転前の水準に回復した人の％
・ 所得が良くなった人の％

・ 生活水準が向上した人の％
・ 農地を買うことができた人の数
・ ⑥便益モニタリング
・ 移転間に比べ、職業・生産物・資源等は向上したか？
・ 社会・文化的指標は向上したか？
・ 社会的弱者はどう変化したか？

外部モニタリング契約書等の例は、付録として添付する。

6.1.4 焦点となるグループのモニタリング

外部モニタリングのもう１つに重要な活動に社会的弱者集団との討議（Focused Group Discussion）が挙げられる。ジェンダーの視点から、女性の社会・経済的地位・彼女らの関心と懸案事項および小作農・日雇い農夫等低所得層、老年・障害者世帯に対する現況と将来予想懸案事項ついての意見聴取等である。

6.2 評価

RAP の評価は、外部モニターが次のことを実施することにある。
・ 内部モニタリングの結果の吟味
・ 移転住民が生計・生活水準を取り戻すあるいは向上させることができたか
・ 住民移転実施の効果、効率、影響、持続性等で将来への教訓を学び取ることができたか
・ 移転に対する補償は、影響住民の状態を配慮した適切なものであったか

6.3 モニタリング報告書

以下の報告書を提出する。

提出時期	報告書名	内容
毎月	補償実績報告書	予算の執行状況
半年毎	経過報告書	その都度の計画と進行状況の説明、問題点およびそのときの対応策当
1 年毎	年次報告書	問題点の詳細、根本的解決策の提案
プロジェクト終了時	最終報告書	総括

報告書提出先は NGO、関係住民代表、日本大使館、JICA、IRC およびその小委

員会、住民移転実行部隊等の関係者とする。報告書は公開を原則とする。

第7章　環境影響評価

7.1　カンボジアの環境法令

現在カンボジアの環境に関する法令は次のようなものがある。

・ 環境保護と自然資源の管理（1996年12月24日公布）
　法全体、自然環境および地域環境計画、環境影響評価、天然資源管理、環境保護、モニタリング等、住民参加/情報公開、基金および罰則についての精神を述べている。公私を問わず全プロジェクト／活動に対してEIAを実施するように述べている（6条参照）
・ 環境影響評価手順規則（1999年8月11日署名／施行No.72）閣僚評議会
　責任の所在、開発計画毎のEIAの要否、実施手順、過去／現行のプロジェクトに対する実施方法等を述べ、事業主によるEIA報告書承認の流れを示している。付帯書にEIAが必要なプロジェクトの規模を示している。

その他ガイドライン・細則等次のものがある。

・ 環境影響評価報告書作成ガイドライン（2000年3月9日宣言No.49）MOE
・ 環境影響評価報告書作成ガイドライン（案）MOE　EIA審査・計測部
・ カンボジアにおけるEIAの基本
・ 水質汚濁規制規則（1999年4月6日付けNo.27）閣僚評議会
・ 固形廃棄物管理規則（1999年4月27日No.36）閣僚評議会
・ 大気汚染および騒音規制規則
・ 保護地域（1994年6月3日No.1033）MOE
・ 自然環境保護計画

現在新しいガイドラインが承認手続き中であり、新しい内閣が組閣されたらいつでも公布されるとのことである。

7.2　本プロジェクトでの適用

1996年環境保護および天然資源管理法によれば、あらゆるプロジェクトにおいて全てEIAを行うように定めている。これに対して本プロジェクトは対象区間が55.8kmであることから、1999年8月11日付けの規則NO.72 “環境影響評価手順”の付帯書“IEIAまたはEIAの必要なプロジェクトリスト”に示すところの“国道の建設100km以上”に該当せず、EIAの実施不要のプロジェクトに分類

される。

FS 報告書[3)]の付録巻に収録されている 2002 年 11 月 15 日付け MOE からの MPWT あてのレター（NO.241MOE）にて、IEIA 結果に対して以下の提言を述べている。

- より詳細な環境（社会的および自然環境）への影響およびそれに対する有効で適切な対策の検討をおこなうこと。
- 研究手法と情報源を明確に識別すること。
- クメール語での最終報告書を提出すること。
- これらに加え、建設がはじまったら事業主は社会および自然環境の保全を確実なものにすることとしている。

このように、本件では本格的な EIA の実施は不要であり追加の調査・検討等のみが要求されている。

第８章　基本合意取得調査（Simple Survey）

8.1　調査方法

基本設計調査実施の前提条件とした「影響住民の意向調査」（＝Simple Survey）が実施された。Simple Survey チームはそれぞれ２つのサブグループからなる２つのグループの計４つのサブグループから成り、各サブグループは 4～8 人から構成される。調査は現国道 1 号線のセンターラインから左右 30m 計 60m の ROW 内に入る補償対象と成り得る物件（家屋、果樹、井戸等）すべてを対象として実施され、その総数は 6,478 件[注)] となった。各地点においてはじめに巻尺で 30m の距離を計って各物件の所在とその数を確認し、次にその ROW 内の所有者を特定し各所有者にインタビューして意向を調査した。物件の所有者（ROW 内の居住の有無にかかわらず）に対してプロジェクトの概要を示した小冊子（資料編参照）を配り（１）道路改修プロジェクトに賛成か否か、（２）もし移転の必要性があれば応ずるかの 2 点を聞いた。

なお、Simple Survey は、あくまで基本設計を開始するための条件に過ぎず。今後住民移転について本格的な資産調査・補償交渉（Detailed Measurement Survey; DMS）に入るに当たって、基本設計調査の中から得られるデータを適宜先方にフィードバックし、より効率的かつ正確な DMS の実施を JICA は支援する予定である。

注）物件数とはインタビューシート数である。果樹は同一所有者に所属している複数の木を 1 物件としているが建て屋は 1 軒が 1 物件となっている。ここでいう世帯数とは所有者数である。所有者とは家屋を複数所有し、テナントに貸している場合があって必ずしも所有者数と世帯数は一致しない。テナント数は不明である。ROW 外に住んでいる所有者にもインタビューしている。いずれにしろ詳細は DMS にて明らかにされる。

8.2　調査結果

Simple Survey は 2003 年 10 月 16 日から開始され 2004 年 1 月 11 日に完了した。要した日数は延べ 88 日である。2004 年 1 月 11 日調査完了時点で判明した物件数は 6,478 物件である。調査開始直後の 1 日当たりの進捗数は 4 チームの合計が約 50 物件であったが習熟するにしたがって増加し、後半は約 120 物件／日と向上した。通期では 73 件／日で 1 チームでは約 18 件／日となった。

1）2004年1月5日時点の集計分析結果

この時点で集計分析が終了した物件数 5,730 の内、所有者不明の物件数は 805 件存在した。所有者の判明した 4,925 物件へのインタビューでプロジェクトへの賛成数は4,893件、移転に合意数は4,807件であった。即ち、

	所有者不明を含む	所有者不明を含まない
質問（1） プロジェクトに賛成か	$\frac{4,893}{5,730}\times100=85.93\%$	$\frac{4,893}{5,730-805}\times100=99.35\%$
質問（2） 移転に合意するか	$\frac{4,807}{5,730}\times100=83.89\%$	$\frac{4,807}{5,730-805}\times100=97.60\%$

5,730物件の詳細は次の通りである。

世帯数	4,751世帯	井戸	33個	墓地	41個
家屋	4,381軒	ポンプ井戸	229個	池	2個
果樹	13,280本	墓	10基	塀	21,629.10m

2）2004年1月11日（完了時点）の結果判明した非合意件数

質問（2）の最終結果は6,478物件中不合意78件、回答拒否2件および無回答数38件あった。不合意・拒否の地域的内訳は、

*終点のネアックルーンフェリー近傍	13件
*Km13+700のコキ市場付近	19件
*始点からKm3+330までのプノンペン市内	37件
*その他散在する地点	11件
計	80件

不合意の主な理由は、①移転する土地がない、②補償内容が不明、③政府の言うROWには反対する等であった。無回答は「不同意」の意思表示の場合と、単に答えるべき家長がいない場合がある。なお、同意した人々の多くが補償をして貰うという条件を付している。Simple SurveyのSurvey Reportおよび詳細な

Data Sheet は別冊の資料編を参照されたい。